

平成 29 年 3 月
平成 29 年第 1 回 栃木市議会定例会
議案説明書（その 2）

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第26号	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第27号	栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	11
議案第28号	栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	15
議案第29号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第30号	栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第31号	栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第32号	栃木市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	33
議案第33号	栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	37
議案第34号	栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第35号	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第36号	栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例の制定について	52
議案第37号	栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の変更について	54
議案第38号	栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散について	58
議案第39号	栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分について	59
議案第40号	工事請負契約の変更について	61

議案第41号	市道路線の認定について	63
議案第42号	市道路線の変更について	75
議案第43号	財産の交換について	92
議案第44号	指定管理者の指定について（栃木市渡良瀬の里）	96
議案第45号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	97
議案第46号	指定管理者の指定期間の変更について	98
議案第47号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	100
議案第48号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	102
議案第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	104
議案第50号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	106

(職 員 課)

議案第 26 号

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 育児休業等に係る子の範囲を拡大すること。
(第 2 条、第 2 条の 2 及び第 3 条関係)
- 2 部分休業の制度を改めること。(第 22 条関係)

〔参照条文〕

議案第 19 号と同じ。

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p>	
<p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	
<p>(1)～(3) 略</p>	
<p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p>	
<p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p>	
<p>(ア) 略</p>	
<p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p>	
<p>(ウ) 略</p>	
<p>イ <u>次条第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p>	
<p>ウ 略</p>	
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p>	
<p><u>第2条の2</u> 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p>	
<p>(1)・(2) 略</p>	
<p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等</p>	

改 正 案

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 略

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 略

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等

育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の3 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(5) 略

- (6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

改 正 案

育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の4 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)～(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(6) 略

(部分休業の承認)

第22条 略

2 休暇等条例別表第1の11の項に掲げる原因に基づく特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定により育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

改 正 案

(8) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) 略

(部分休業の承認)

第22条 略

2 休暇等条例別表第1の11の項に掲げる原因に基づく特別休暇又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲

現

行

改 正 案

内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務し
ない時間を減じた時間を超えない範囲内で 行うものとする。

(職 員 課)

議案第 27 号

栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

給与の減額に係る規定を改めること。(第16条の2関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第27号（職員課）

栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現	行
<p data-bbox="199 347 375 385">（給与の減額）</p> <p data-bbox="151 414 335 452">第16条 略</p> <p data-bbox="151 470 1436 873">2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。） <u>又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で、負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	

改 正 案

(給与の減額)

第16条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が栃木市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年栃木市条例第39号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成22年栃木市条例第40号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（栃木市職員の定年等に関する条例（平成22年栃木市条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(職 員 課)

議案第 28 号

栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

配偶者同行休業の再度の延長ができる特別の事情を定めるため、栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 引用条項の整理を行うこと。(第 1 条及び第 5 条関係)
- 2 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めること。
(第 6 条の 2 関係)

[参照条文]

議案第 19 号と同じ。

栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

現	行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、<u>第2項</u>、第6項から第8項まで及び第11項の規定により準用する<u>同法</u>第26条の5第6項に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の承認の申請)</p> <p>第5条 第2条の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。<u>第7条第1項第1号</u>において同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。</p>	

改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定により準用する法第26条の5第6項に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 第2条の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。第6条の2及び第7条第1項第1号において同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

(高齢福祉課)

議案第29号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

平成29年度における介護保険料率の特例を設けるため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 規定の整理を行うこと。(第20条関係)
- 2 平成29年度における保険料率の特例を設けること。

(附則第14条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

現	行
<p>第20条 偽りその他不正の行為により保険料その他<u>この法律</u>の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>	

改 正 案

第20条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

（平成29年度における保険料率の特例）

第14条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令附則第20条第1項第1号に掲げる者 30,600円
- (2) 政令附則第20条第1項第2号に掲げる者 39,700円
- (3) 政令附則第20条第1項第3号に掲げる者 45,900円
- (4) 政令附則第20条第1項第4号に掲げる者 52,000円
- (5) 政令附則第20条第1項第5号に掲げる者 61,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 73,400円

ア 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 79,500円

ア 合計所得金額が125万円を超え200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用

現

行

改 正 案

されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）又は次号イに該当するものを除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 122,400円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 137,700円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万7,540円とする。

(子育て支援課)

議案第30号

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市立大平南小学校の児童が利用する学童保育施設を設置するため、栃木市学童保育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市大平南学童保育を加えること。(第2条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第30号(子育て支援課)

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例

現

行

(名称及び位置)

第2条 学童保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	実施場所
略	略
栃木市大平西子どもの家	栃木市大平町富田1899番地
略	略

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 学童保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	実施場所
略	略
栃木市大平西子ども家	栃木市大平町富田1899番地
栃木市大平南学童保育	栃木市大平町西水代1732番地
略	略

(子育て支援課)

議案第 3 1 号

栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市遺児手当支給条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

引用条項の整理を行うこと。(第 3 条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 9 号と同じ。

議案第31号（子育て支援課）

栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

現	行
(支給要件)	
第3条 略	
2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。	
(1)・(2) 略	
(3) 児童福祉法（昭和23年法律第164号） <u>第6条の3</u> に規定する里親に委託されているとき。	
(4) 略	

改 正 案

(支給要件)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 児童福祉法（昭和23年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。

(4) 略

(商工振興課)

議案第 3 2 号

栃木市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

提案理由

工場立地法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

工場立地法に係る引用条項を改めること。(第 1 条関係)

[参照条文]

議案第 1 9 号と同じ。

栃木市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）**第4条の2第2項**の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(水道業務課)

議案第 33 号

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 引用条項の整理を行うこと。(第 5 条関係)
- 2 給与の減額に係る規定を改めること。(第 15 条関係)

[参照条文]

議案第 19 号と同じ。

現 行

（扶養手当）

第5条 略

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(5) 略

（給与の減額）

第15条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）
又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）
の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

改 正 案

(扶養手当)

第5条 略

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(5) 略

(給与の減額)

第15条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が栃木市職員の修学部分休業に関する条例(平成22年栃木市条例第39号)第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齡者部分休業(当該職員が栃木市職員の高齡者部分休業に関する条例(平成22年栃木市条例第40号)第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(栃木市職員の定年等に関する条例(平成22年栃木市条例第33号)第2条に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齡により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当で

現

行

改 正 案

あると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(文化課)

議案第34号

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市栃木文化会館応接室の使用料を定めるとともに、文化会館の利用に関する処分を許可から承認とするため、栃木市文化会館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 文化会館の利用の許可を承認に改めること。
(第4条から第8条まで及び第21条関係)
- 2 栃木市栃木文化会館の使用料を改めること。(別表第2関係)

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

現	行
（利用の許可）	
第4条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の <u>許可</u> を受けなければならない。 <u>許可</u> を受けた事項を変更し、又は取消しをするときも、同様とする。	
2 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の <u>許可</u> に条件を付けることができる。	
（利用の制限）	
第5条 教育委員会は、会館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を <u>許可しない</u> 。	
(1)～(5) 略	
（目的外利用等の禁止）	
第6条 第4条第1項の規定により <u>利用許可</u> を受けた者（以下「利用者」という。）は、 <u>許可</u> を受けた目的以外に会館を利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。	
（ <u>利用許可</u> の取消し等）	
第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の <u>利用許可</u> を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。	
(1)・(2) 略	
(3) <u>利用許可</u> の条件に違反したとき。	
(4) 偽りその他不正の手段により利用の <u>許可</u> を受けたとき。	
(5)・(6) 略	
2 略	
（使用料）	
第8条 利用者は、第4条第1項の <u>許可</u> を受ける際に、次に掲げる使用料を納付するものとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。	
(1)～(3) 略	
（指定管理者が行う業務の範囲）	
第21条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。	
(1) 会館の利用の <u>許可</u> 及びその制限に関する業務	
(2)～(4) 略	

改 正 案

(利用の承認)

第4条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

承認を受けた事項を変更し、又は取消しをするときも、同様とする。

2 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、会館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

(1)～(5) 略

(目的外利用等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的以外に会館を利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の利用承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

(1)・(2) 略

(3) 利用承認の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

(5)・(6) 略

2 略

(使用料)

第8条 利用者は、第4条第1項の承認を受ける際に、次に掲げる使用料を納付するものとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 会館の利用の承認及びその制限に関する業務

(2)～(4) 略

現 行

2・3 略

別表第2（第8条、第23条関係）

1 栃木市栃木文化会館

利用時間		午前	午後	夜間
区分	入場料区分	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
略	略	略	略	略
会議室		1,000円	1,000円	1,000円
略		略	略	略

備考 略

2～5 略

改 正 案

2・3 略

別表第2（第8条、第23条関係）

1 栃木市栃木文化会館

区分	利用時間 入場料区分	午前	午後	夜間
		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
略	略	略	略	略
会議室		1,000円	1,000円	1,000円
応接室		1,500円	1,500円	1,500円
略		略	略	略

備考 略

2～5 略

(消防総務課)

議案第 35 号

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

提案理由

消防吏員の職に主幹を加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

消防吏員 6 級及び 7 級の基準となる職務に主幹の職務を加えること。

(別表第 4 関係)

[参照条文]

議案第 19 号と同じ。

議案第35号（消防総務課）

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

現 行		
別表第4（第3条関係）		
消防職給料表等級別基準職務表		
職務の級	階級	基準となる職務
略	略	略
6級	任命権者が特に定める重要な業務を所掌する消防司令	1 課長の職務 2 課長補佐の職務 3 分署長の職務
7級	消防司令長	1 消防本部次長の職務 2 消防署長の職務 3 困難な業務を行う課長の職務 4 消防副署長の職務
略	略	略

改 正 案

別表第4（第3条関係）

消防職給料表等級別基準職務表

職務の級	階級	基準となる職務
略	略	略
6級	任命権者が特に定める重要な業務を所掌する消防司令	1 課長の職務 2 <u>主幹の職務</u> 3 課長補佐の職務 4 分署長の職務
7級	消防司令長	1 消防本部次長の職務 2 消防署長の職務 3 困難な業務を行う課長の職務 4 消防副署長の職務 5 <u>困難な業務を行う主幹の職務</u>
略	略	略

(子育て支援課)

議案第36号

栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市大平子どもセンターを廃止するため、栃木市大平子どもセンター条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約の変更について

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約（平成2年栃木県指令地第692号）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

解散に伴う事務の承継について定めること。（第13条関係）

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第37号（農業振興課）

栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約の一部を変更する規約

現 行

第1章～第4章（略）

改 正 案

第1章～第4章 (略)

第5章 解散に伴う事務の承継

(解散に伴う事務の承継)

第13条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の協議によりこれを定める。

栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散について

提案理由

平成29年9月30日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合を廃し、10月1日から民営事業者が地方卸売市場を開設することに伴い、栃木県南公設地方卸売市場事務組合を解散することについて、小山市、下野市、壬生町及び野木町と協議の上定めることとしたいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(農業振興課)

議案第39号

栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分について

提案理由

栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分について、小山市、下野市、壬生町及び野木町と協議の上定めることとしたいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(財産処分)

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

1. 土地

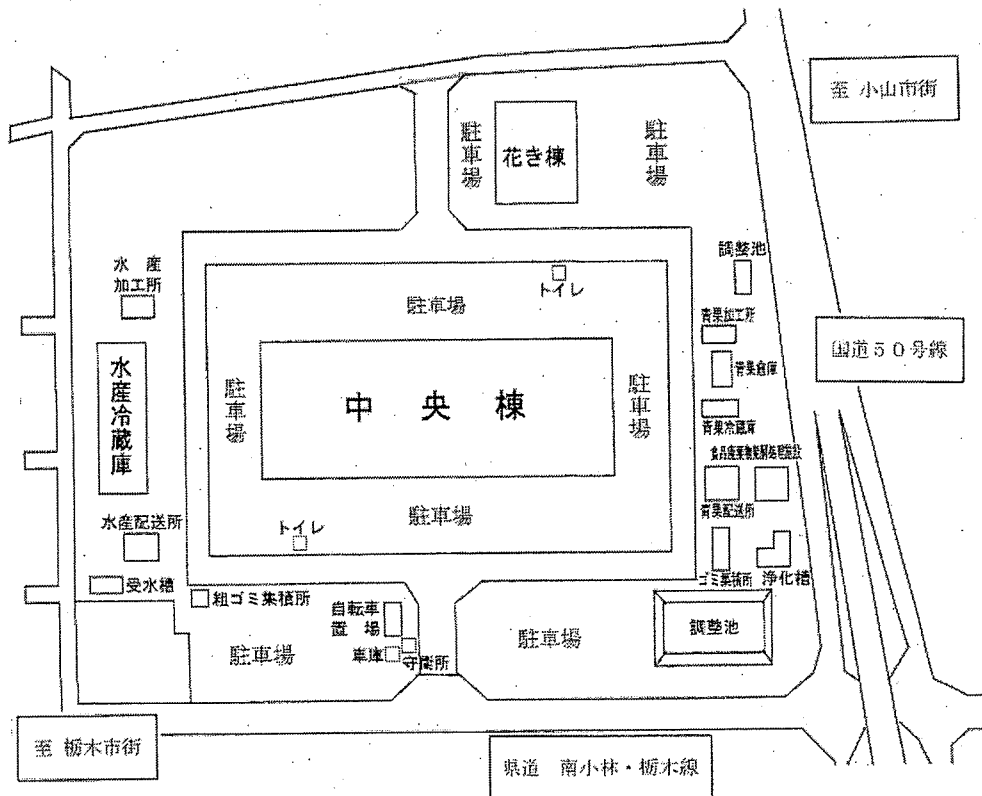
小山市大字下河原田字川福地954番 宅地 5072.00㎡ 外60筆
111,327.80㎡

2. 主たる建物・附属建物

主たる建物施設名		面積 (㎡)	附属建物施設名		面積 (㎡)			
中央棟	1階	卸売場 青果	4,826	花き棟	1 卸売場	877		
		水産	645		仲卸売場	166		
		仲卸売場 青果	2,077		冷蔵庫施設	110		
		水産	2,172		買荷保管施設等	612		
	関連店舗		2,752	2 卸売業者事務所	458			
	共用施設等		1,161	他附属建物	冷蔵倉庫	青果	105	
	卸売業者事務所		1,729			水産	1,088	
	2階	仲卸業者事務所			1,975	加工棟(青果・水産)等		529
		関連業者事務所			315	衛生施設(便所等)		123
		共用施設外		385	管理施設(守衛所等)		219	
3階	管理事務所		906	付属施設		面積 (㎡)		
	共用施設等		277	舗装(通路・駐車場1300台等)		30,182		

3. 栃木市共有持分 10000分の2909

4. 対象施設平面図



工事請負契約の変更について

提案理由

平成28年第2回栃木市議会定例会において、議案第99号として議決を経た市道D311号線新千塚橋上部工事（市道14111号線）請負契約（川田建設株式会社栃木営業所）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前契約金額	変更後契約金額
216,000,000円	234,381,600円

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

契約の相手方 大田原市上石上1848番地

川田建設株式会社栃木営業所

所長 藤本 勝夫

工 事 名 市道D311号線新千塚橋上部工事(市道14111号線)

工 事 場 所 栃木市千塚町地内外

工 事 概 要 土木工事

新千塚橋上部工

橋長 77.2m 幅員 12.8m

3径間連続プレストレストコンクリート中空床版橋

他1式

市道路線の認定について

提案理由

栃木地域内の栃木県が施行する県道整備事業により旧道区間として移管予定の道路、開発行為により帰属された道路、千塚町上川原産業団地造成事業により帰属予定の道路、大平地域内の開発行為により帰属された道路、藤岡地域の国が施行する巴波川堤防天端拡幅事業により整備予定の道路、都賀地域及び西方地域の（仮称）都賀西方スマートインターチェンジ整備事業により整備予定の道路及び岩舟地域の開発行為により帰属された道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

道路法抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

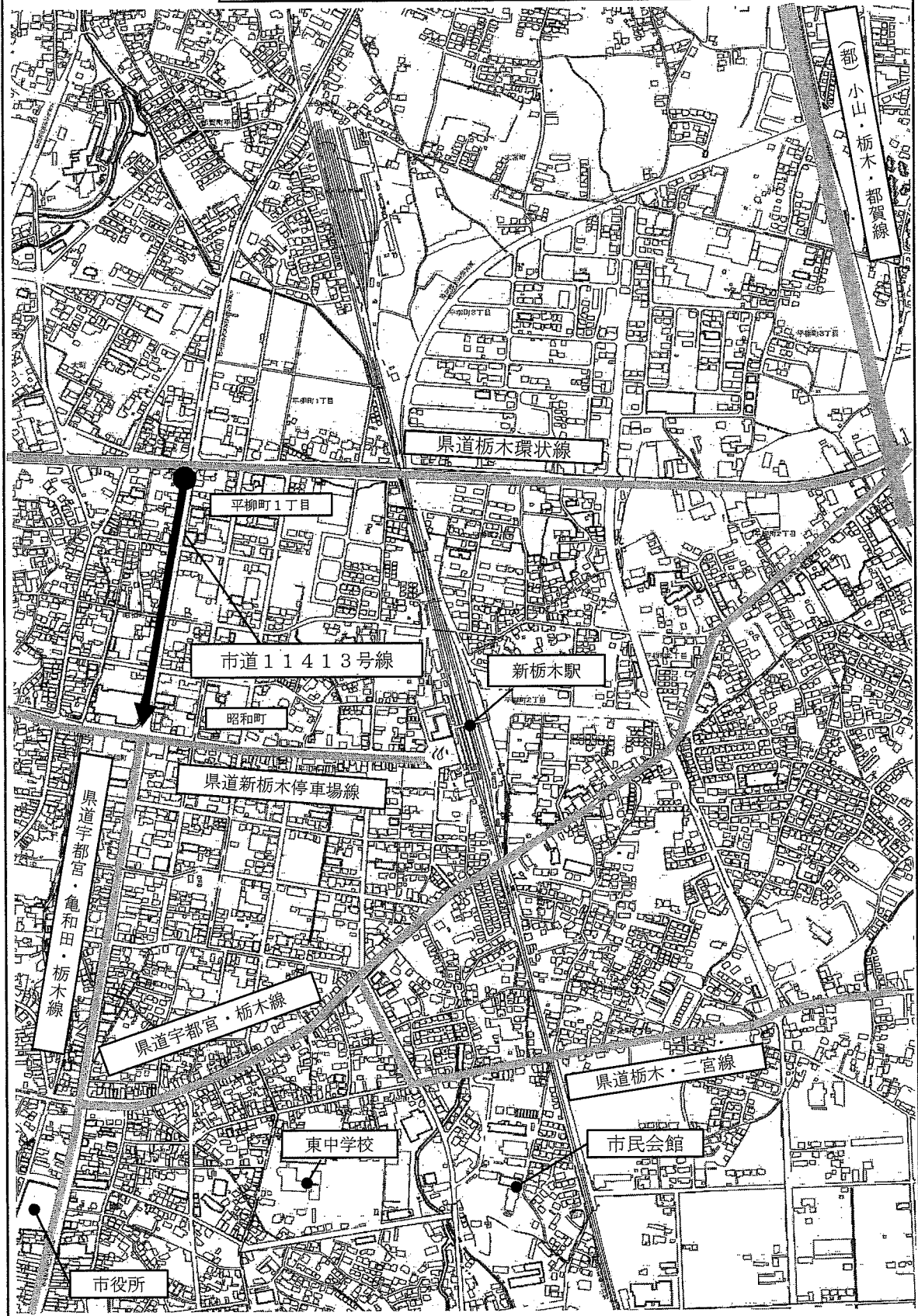
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

市道路線認定 位置図

(S=1:10000)

市道11413号線

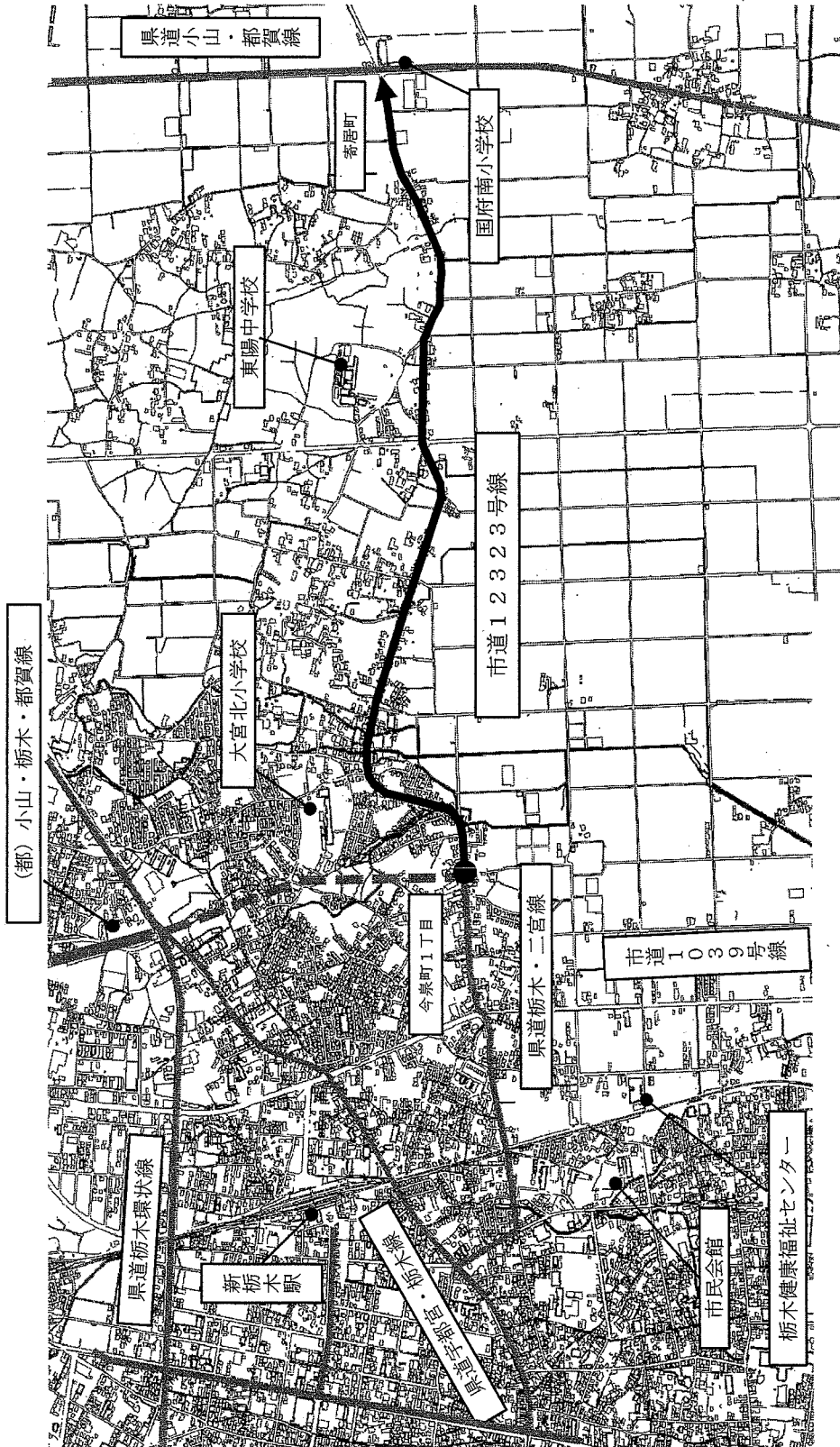




市道路線認定 位置図

(S=1:20000)

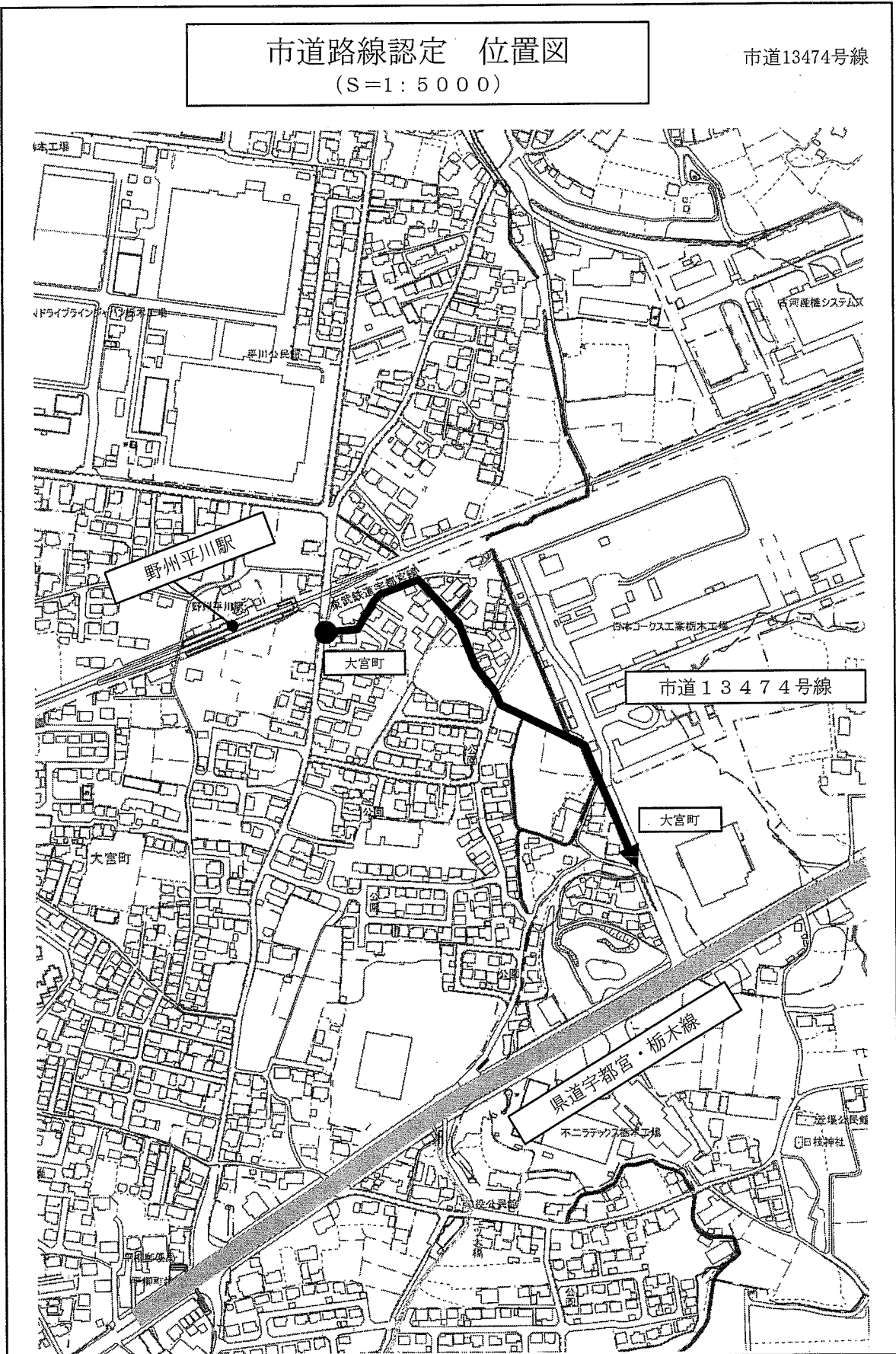
市道12323号線



市道路線認定 位置図

(S=1:5000)

市道13474号線

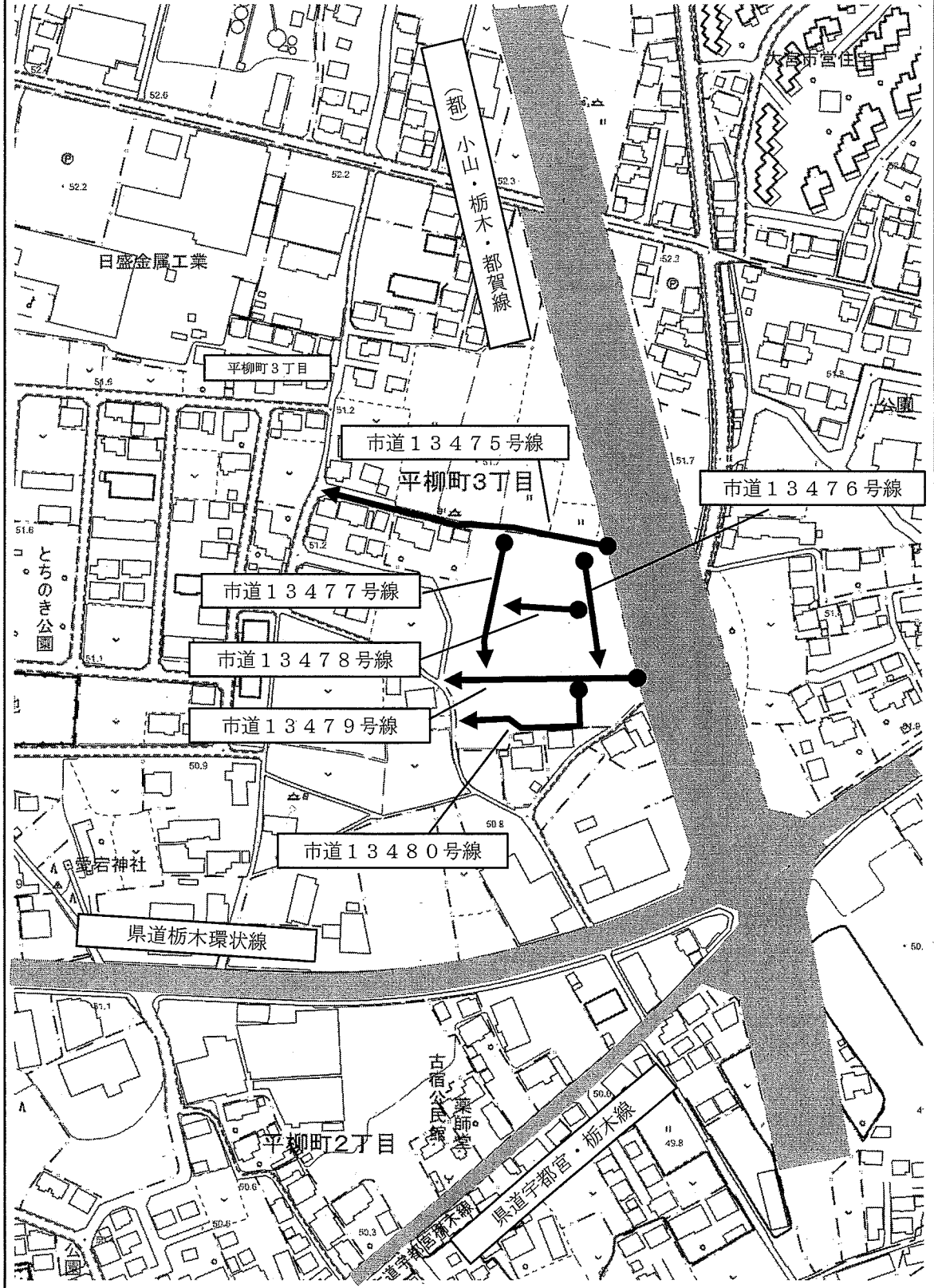


市道路線認定 位置図

(S=1:3000)

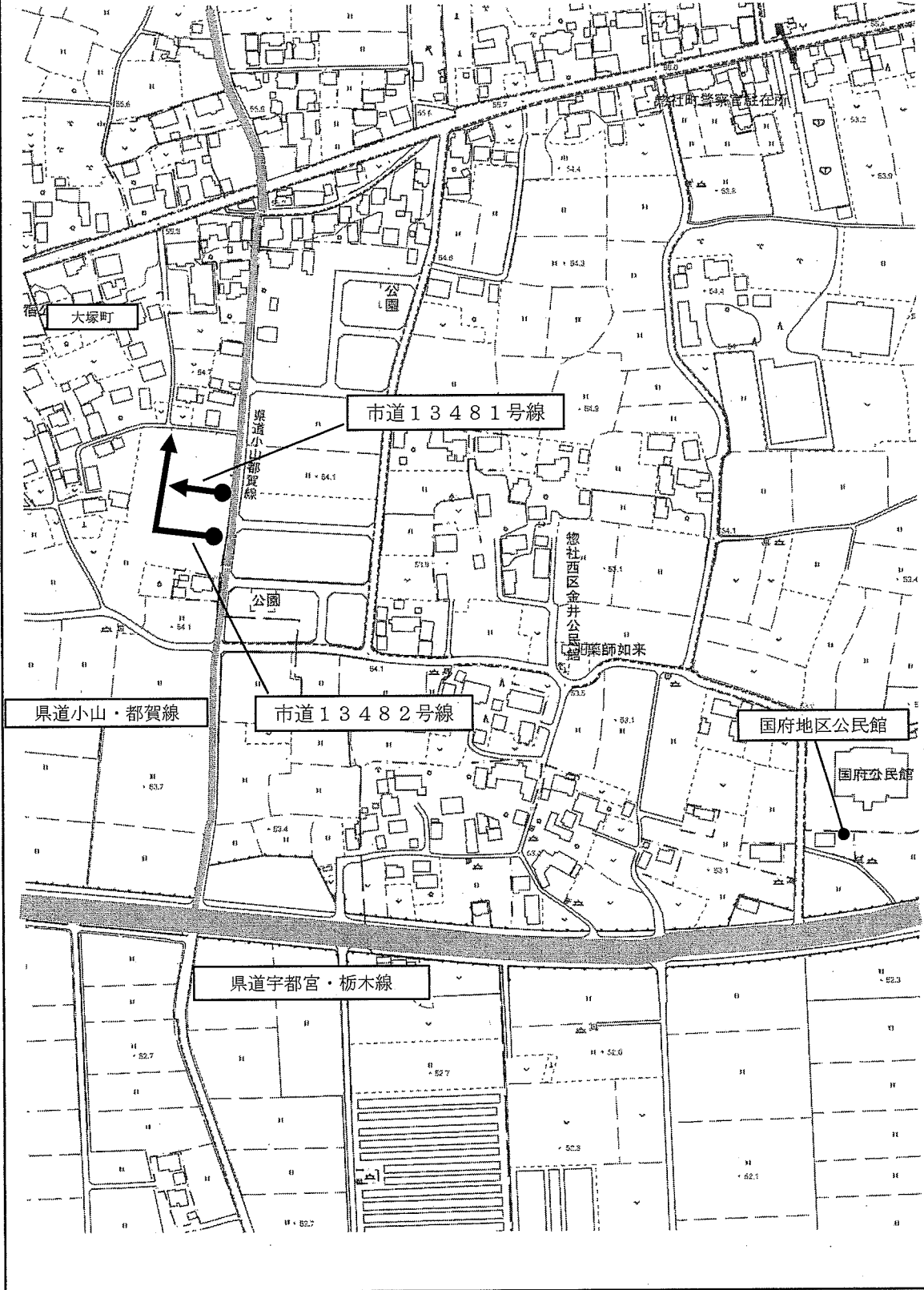
市道13475号線

～市道13480号線



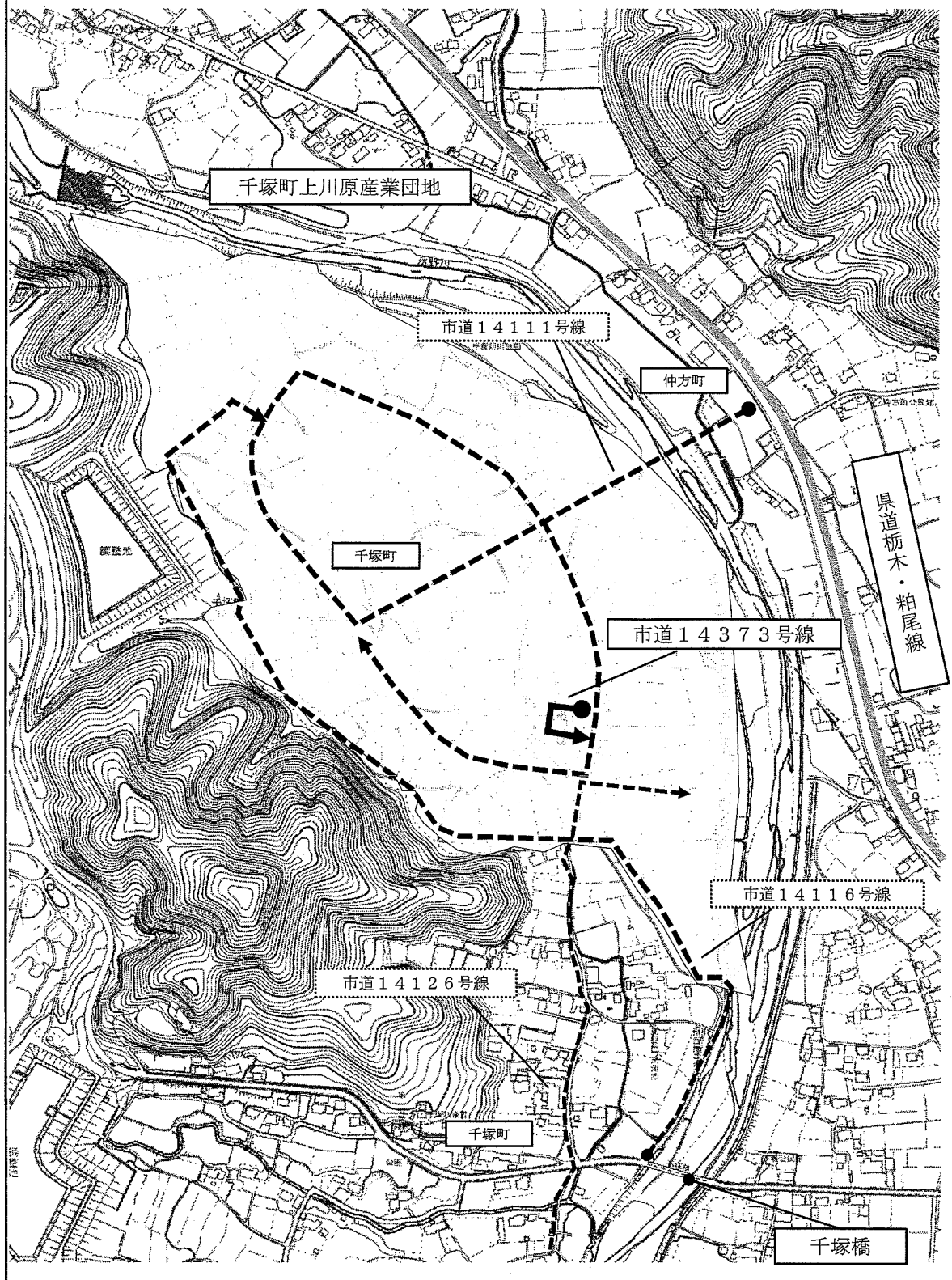
市道路線認定 位置図
(S=1:4000)

市道13481号線
市道13482号線



市道路線認定 位置図
(S=1:6000)

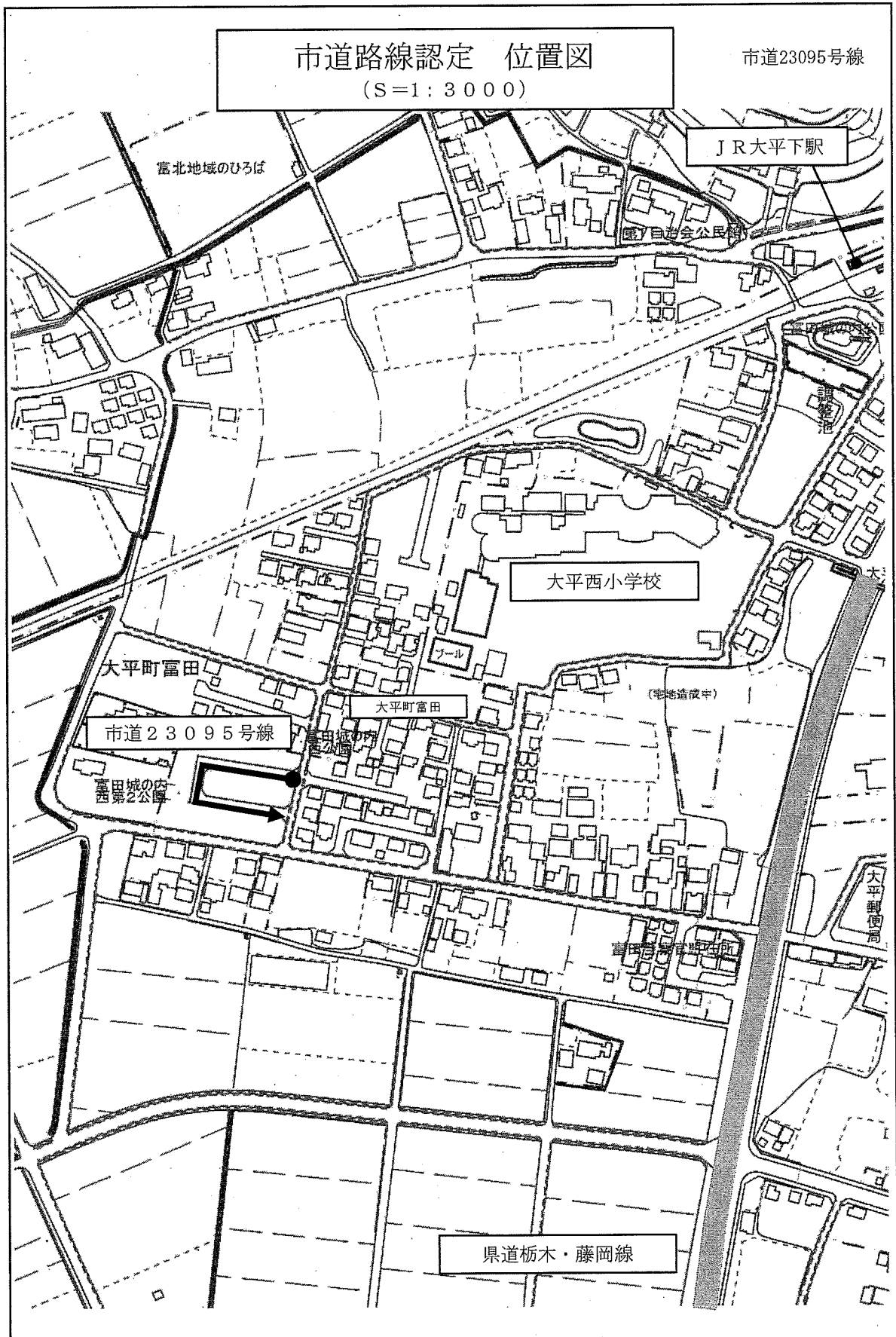
市道14373号線



市道路線認定 位置図

(S=1:3000)

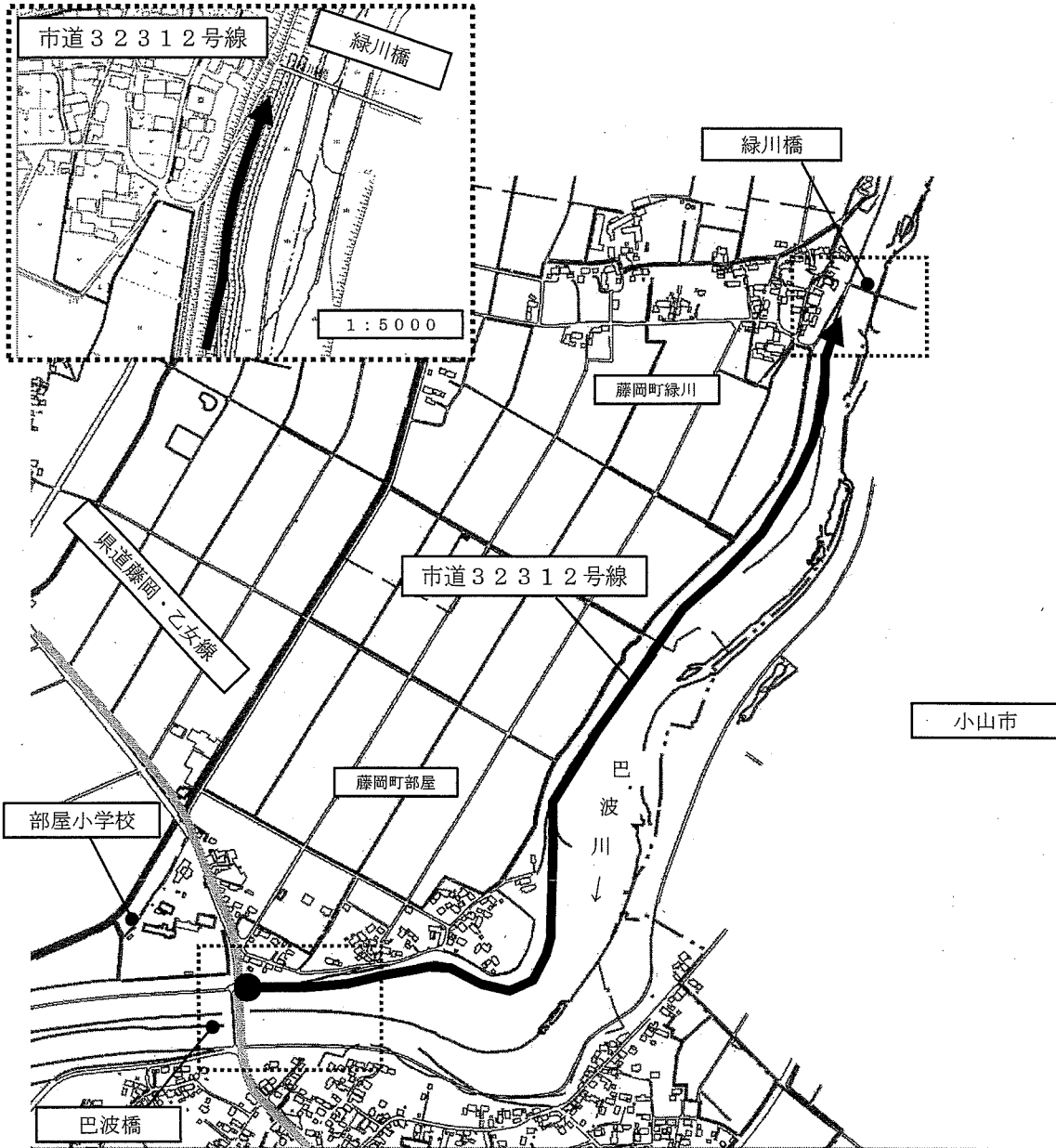
市道23095号線



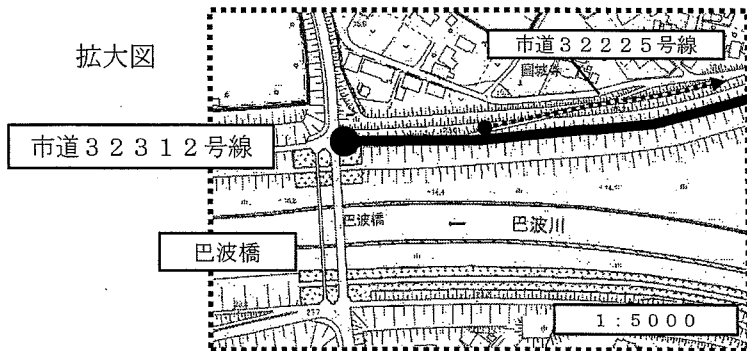
市道路線認定 位置図
(S=1:10000)

市道32312号線

拡大図



拡大図



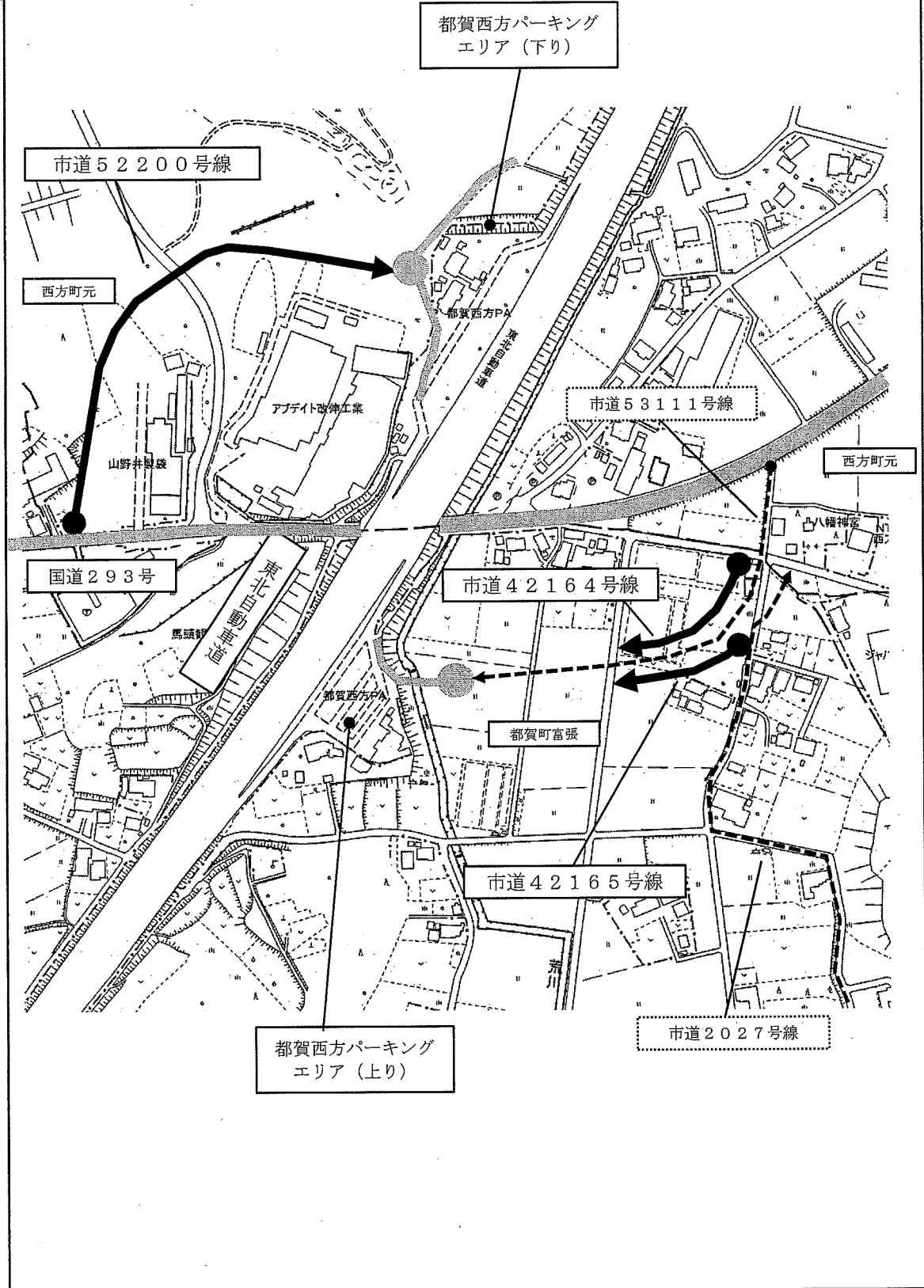
市道路線認定 位置図

(S=1:5000)

市道42164号線

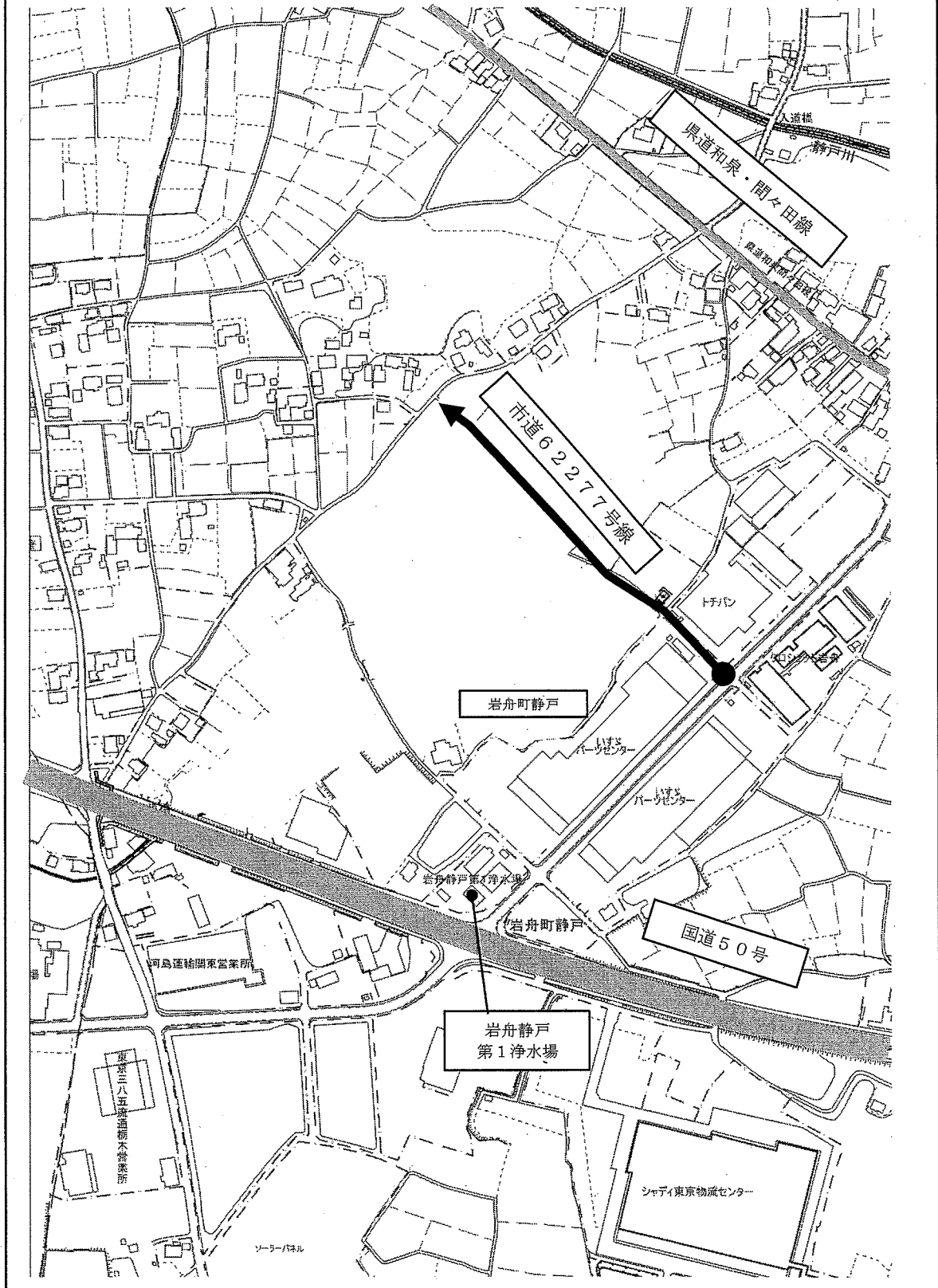
市道42165号線

市道52200号線



市道路線認定 位置図
(S=1:5000)

市道62277号線



(土木管理課)

議案第42号

市道路線の変更について

提案理由

都賀地域及び西方地域の（仮称）都賀西方スマートインターチェンジ整備事業により付替えして整備予定の道路、栃木地域内の開発区域内に編入され付替えして整備された道路、千塚町上川原産業団地造成事業により区域内に編入され付替えして帰属予定の道路、大平地域内の道路改良事業により整備された道路及び藤岡地域の国が施行する巴波川堤防天端拡幅事業により整備予定の道路について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更するため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

道路法抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

（路線の廃止又は変更）

第10条 略

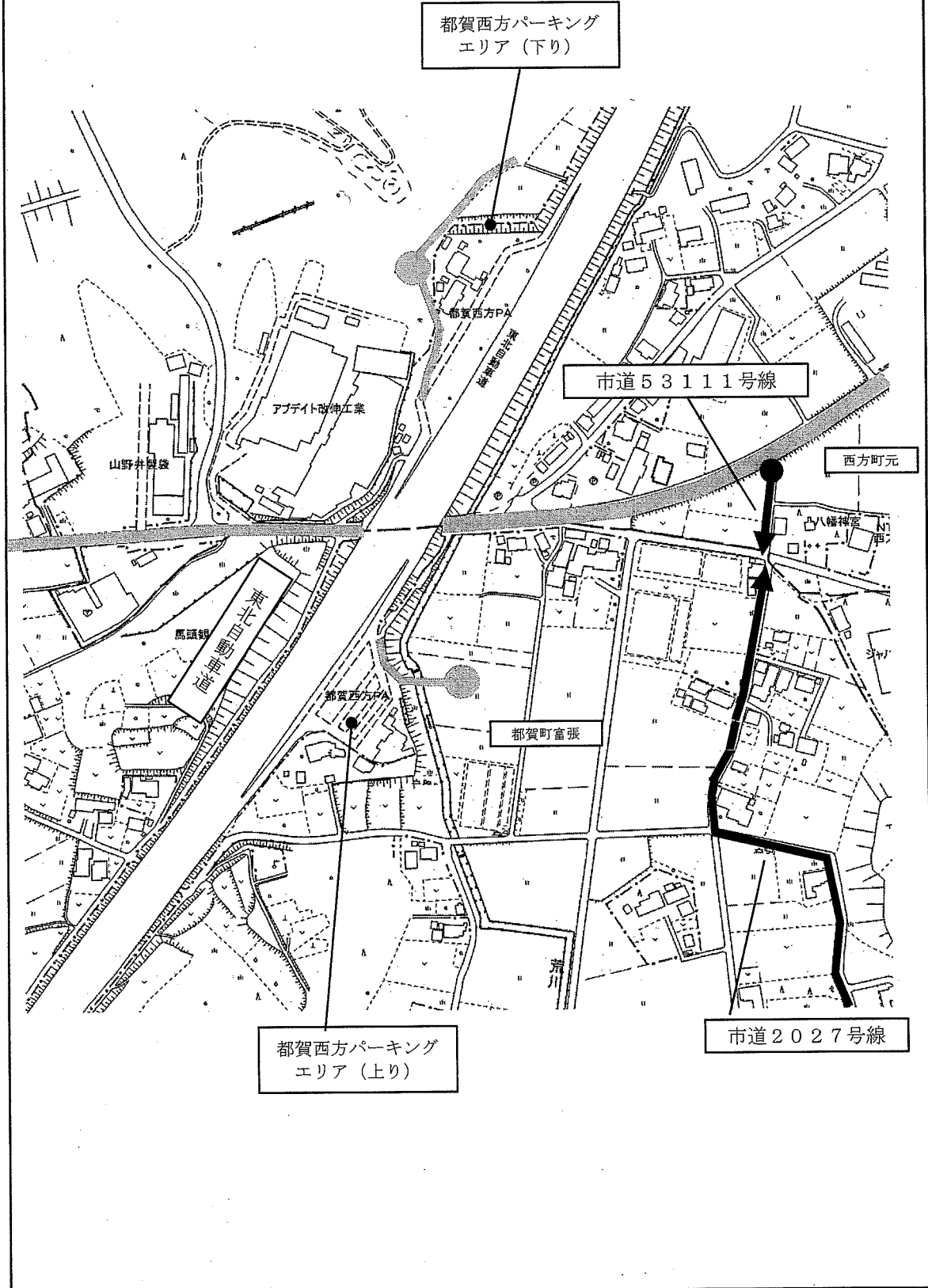
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道路線の変更 路線一覧

路線名	参 考 (旧路線名を併記した路線名)
市道2027号線	市道2027 (T②-388) 号線
市道13445号線	市道13445 (C89) 号線
市道14111号線	市道14111 (D331) 号線
市道14116号線	市道14116 (D148) 号線
市道14126号線	市道14126 (D160) 号線
市道21196号線	市道21196 (O343) 号線
市道23050号線	市道23050 (O55) 号線
市道23051号線	市道23051 (O30) 号線
市道32084号線	市道32084 (F3-212) 号線
市道32225号線	市道32225 (F3-227) 号線
市道53111号線	市道53111 (N5018) 号線

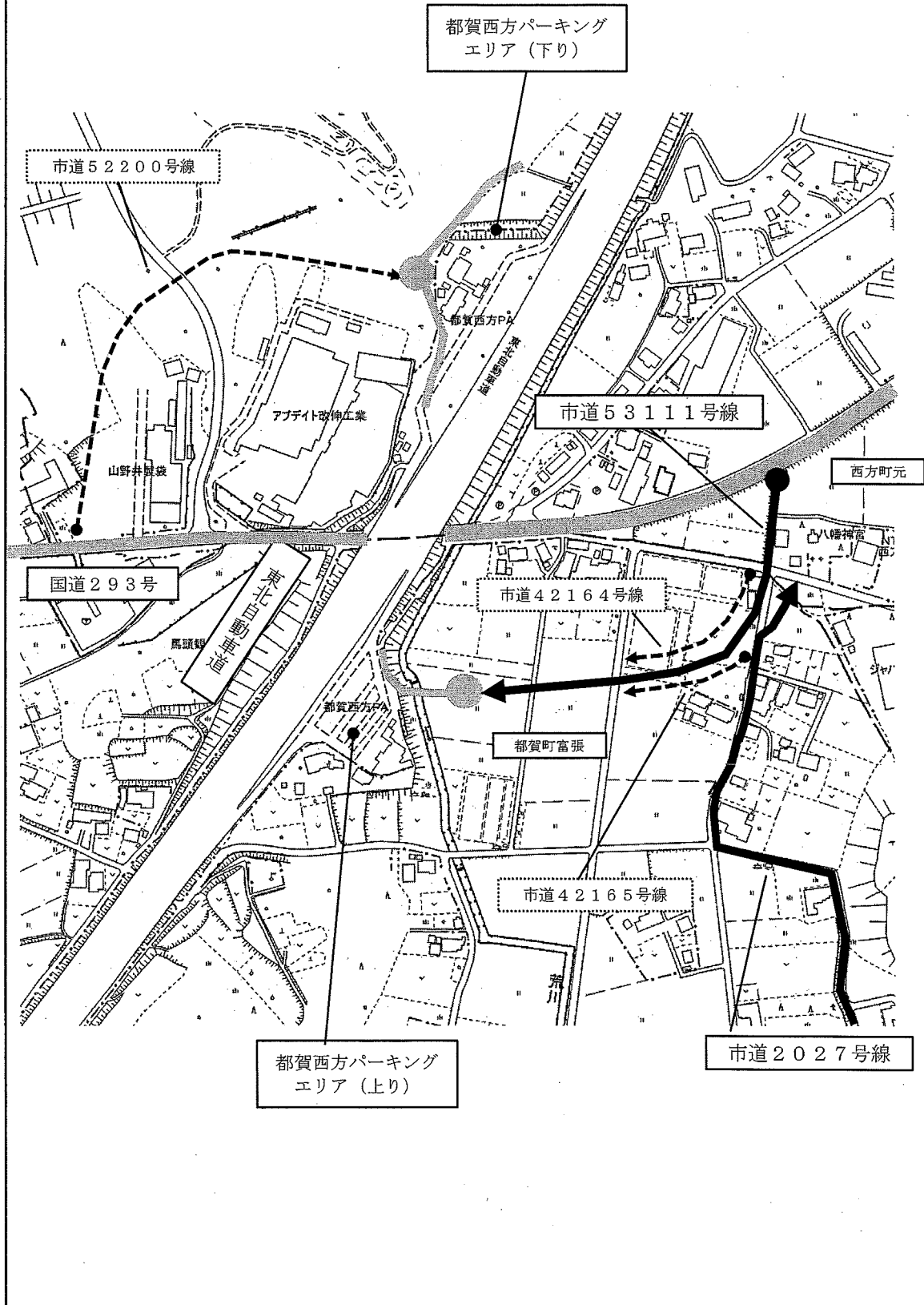
市道路線 変更前 位置図
(S=1:5000)

市道2027号線
市道53111号線



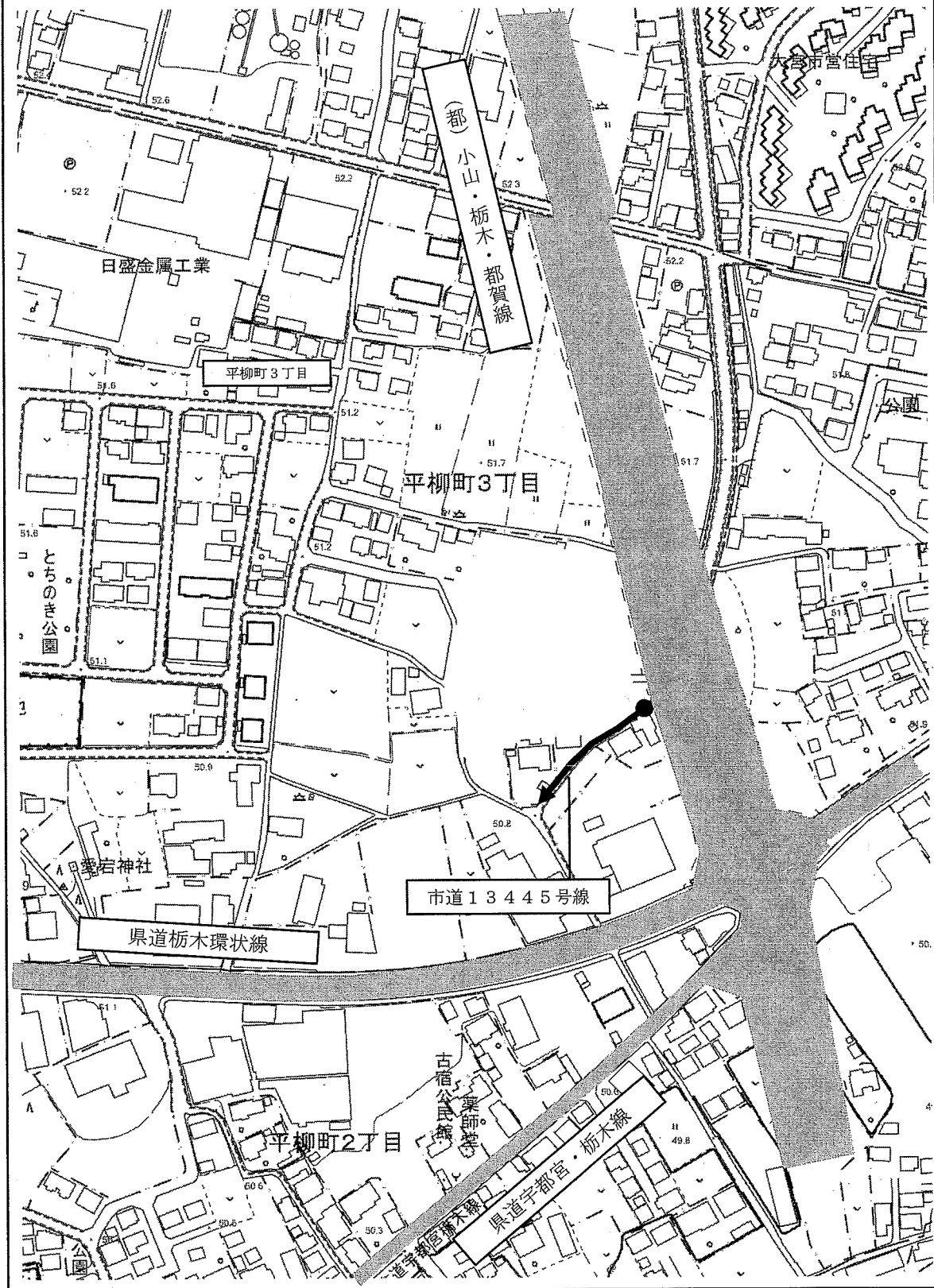
市道路線 変更後 位置図
(S=1:5000)

市道2027号線
市道53111号線



市道路線 変更前 位置図
(S=1:3000)

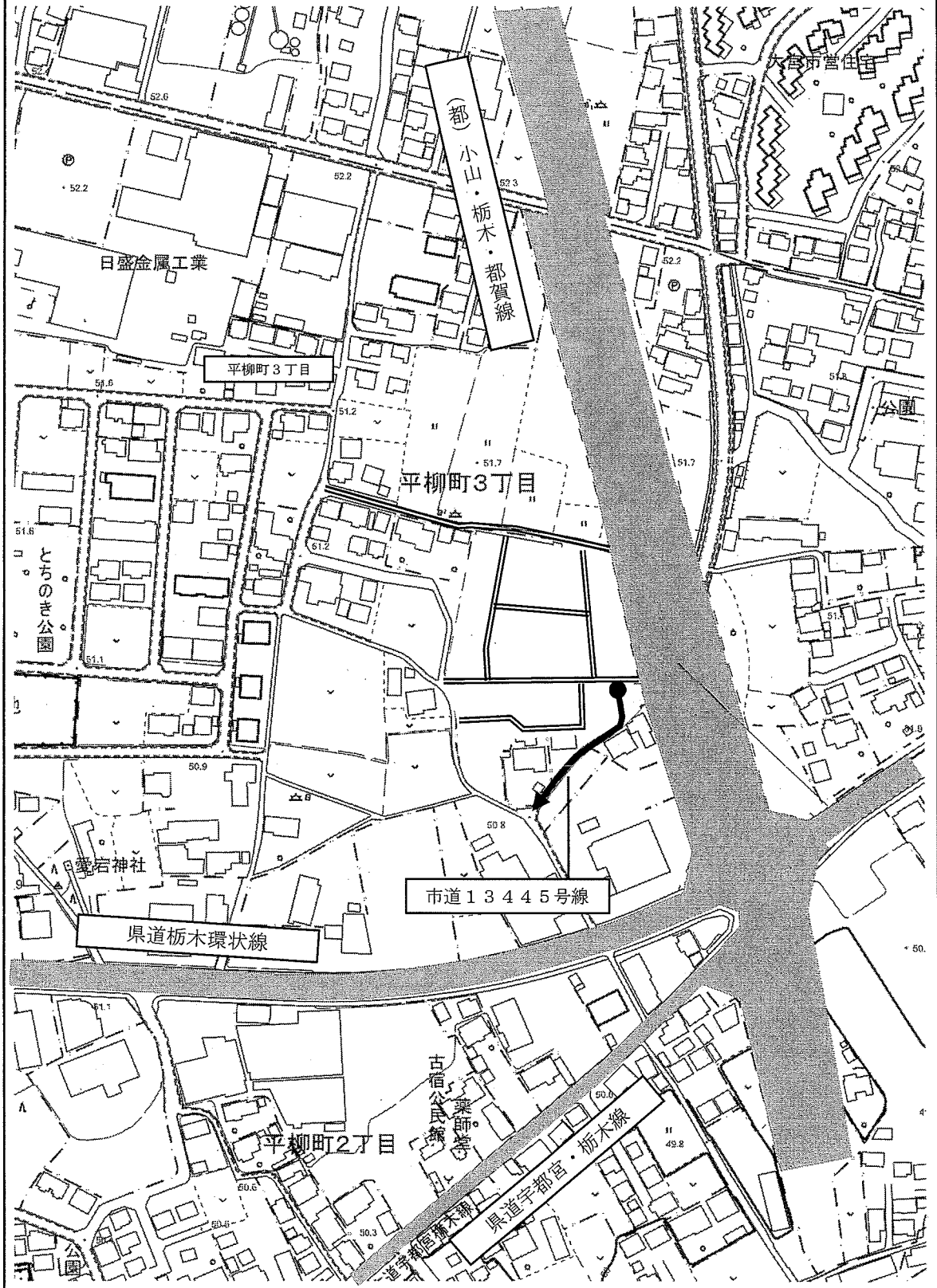
市道13445号線



市道路線 変更後 位置図

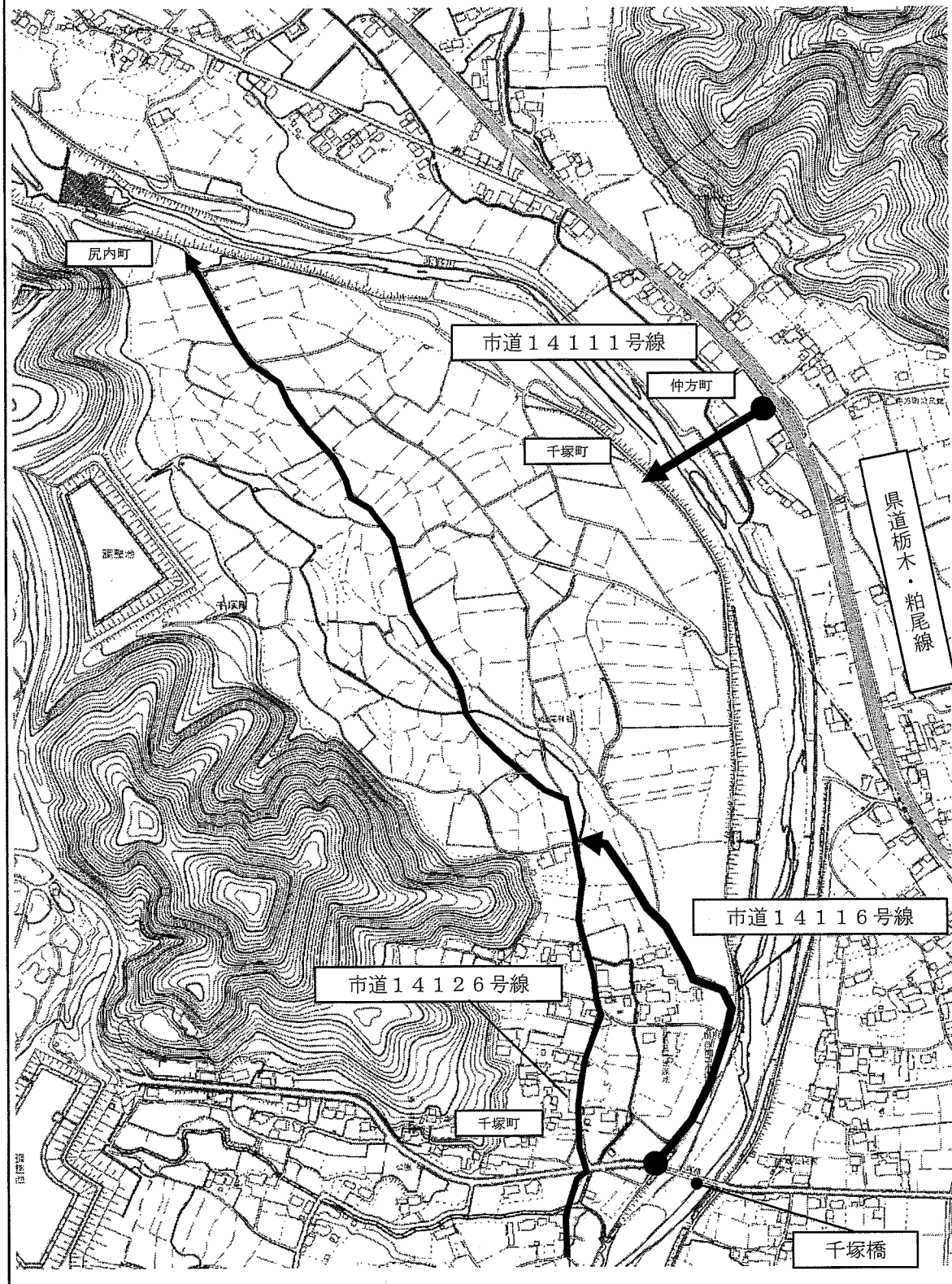
(S=1:3000)

市道13445号線



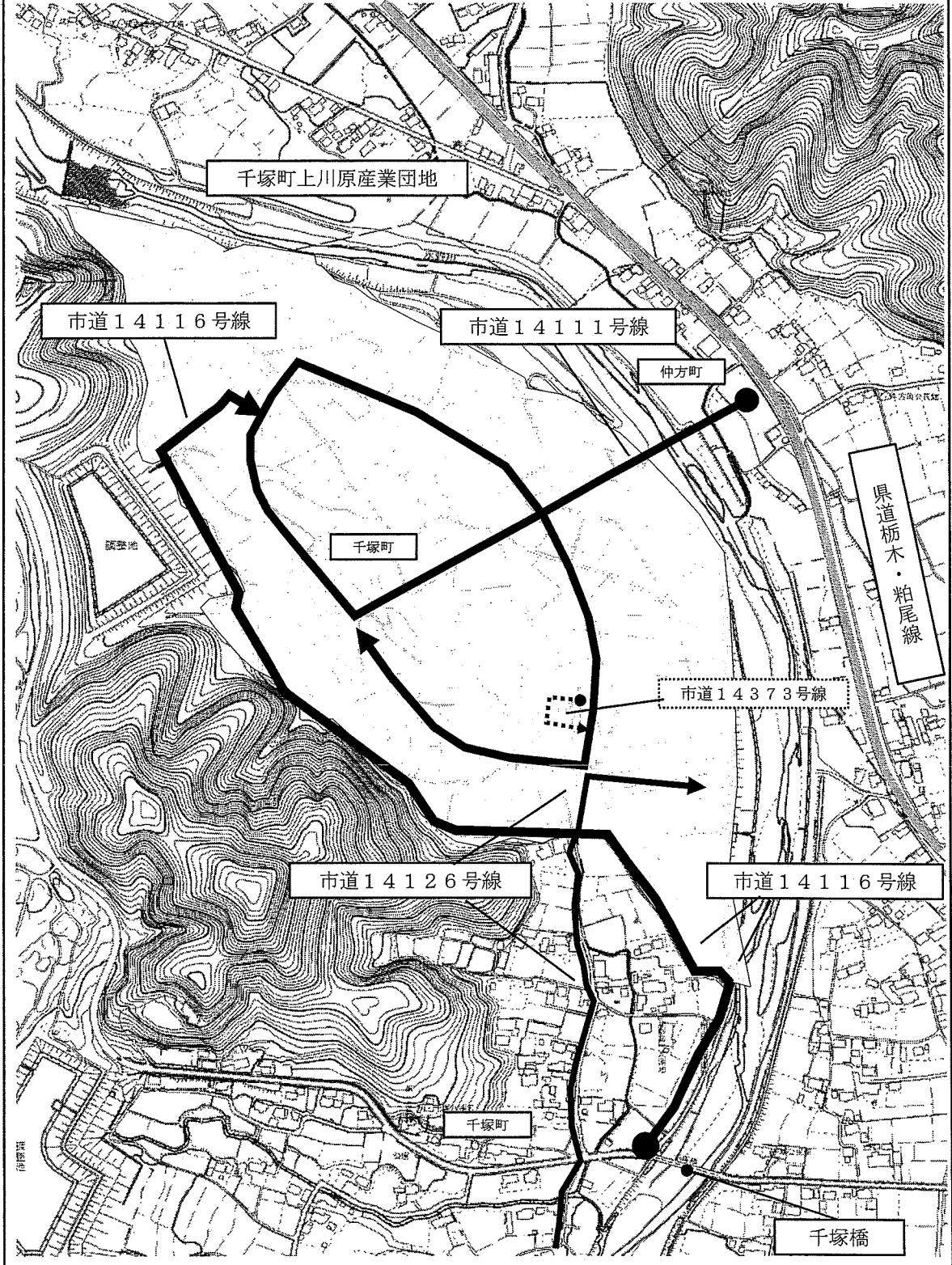
市道路線 変更前 位置図
(S=1:6000)

市道14111号線
市道14116号線
市道14126号線



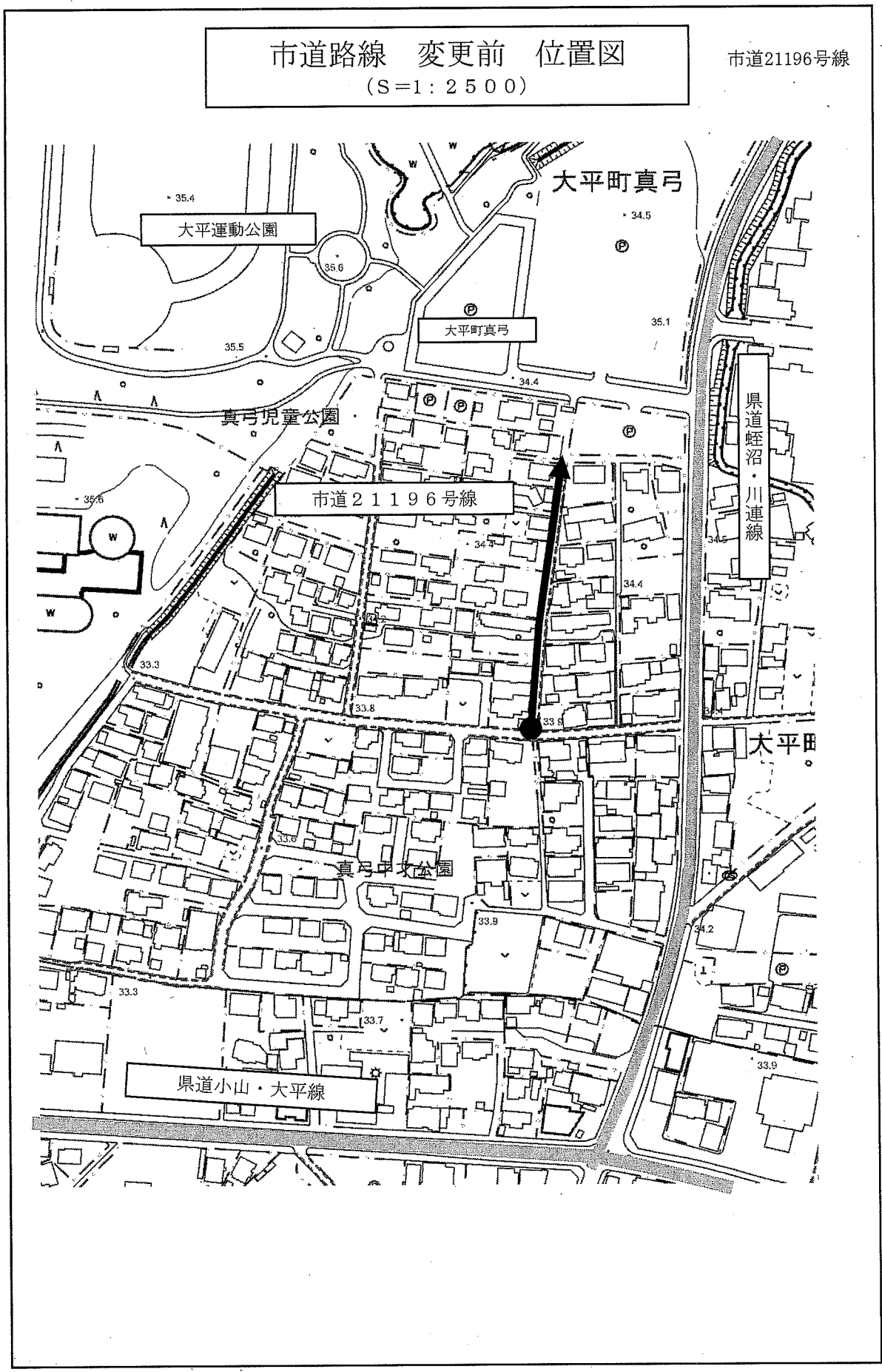
市道路線 変更後 位置図
(S=1:6000)

市道14111号線
市道14116号線
市道14126号線



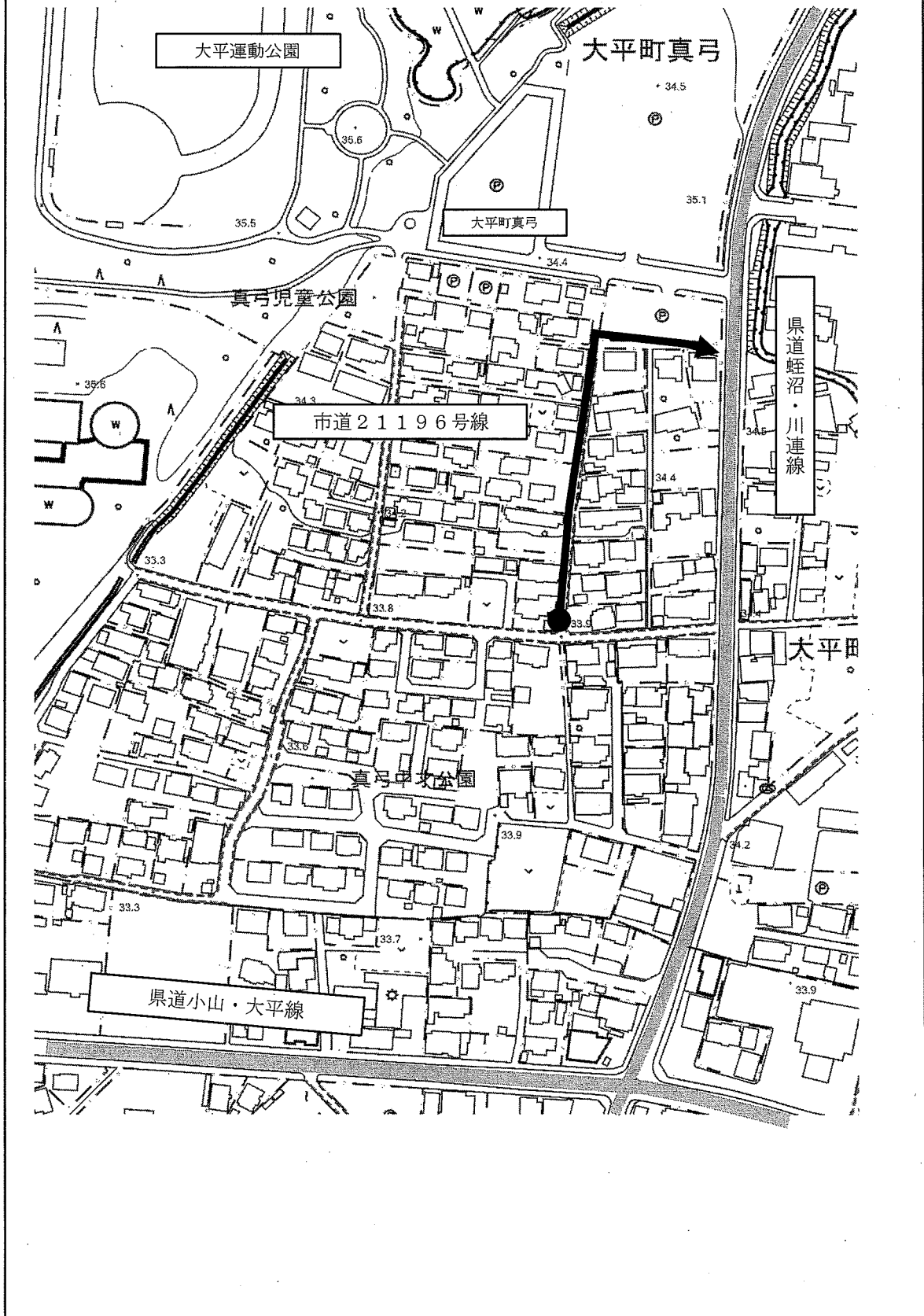
市道路線 変更前 位置図
(S=1:2500)

市道21196号線



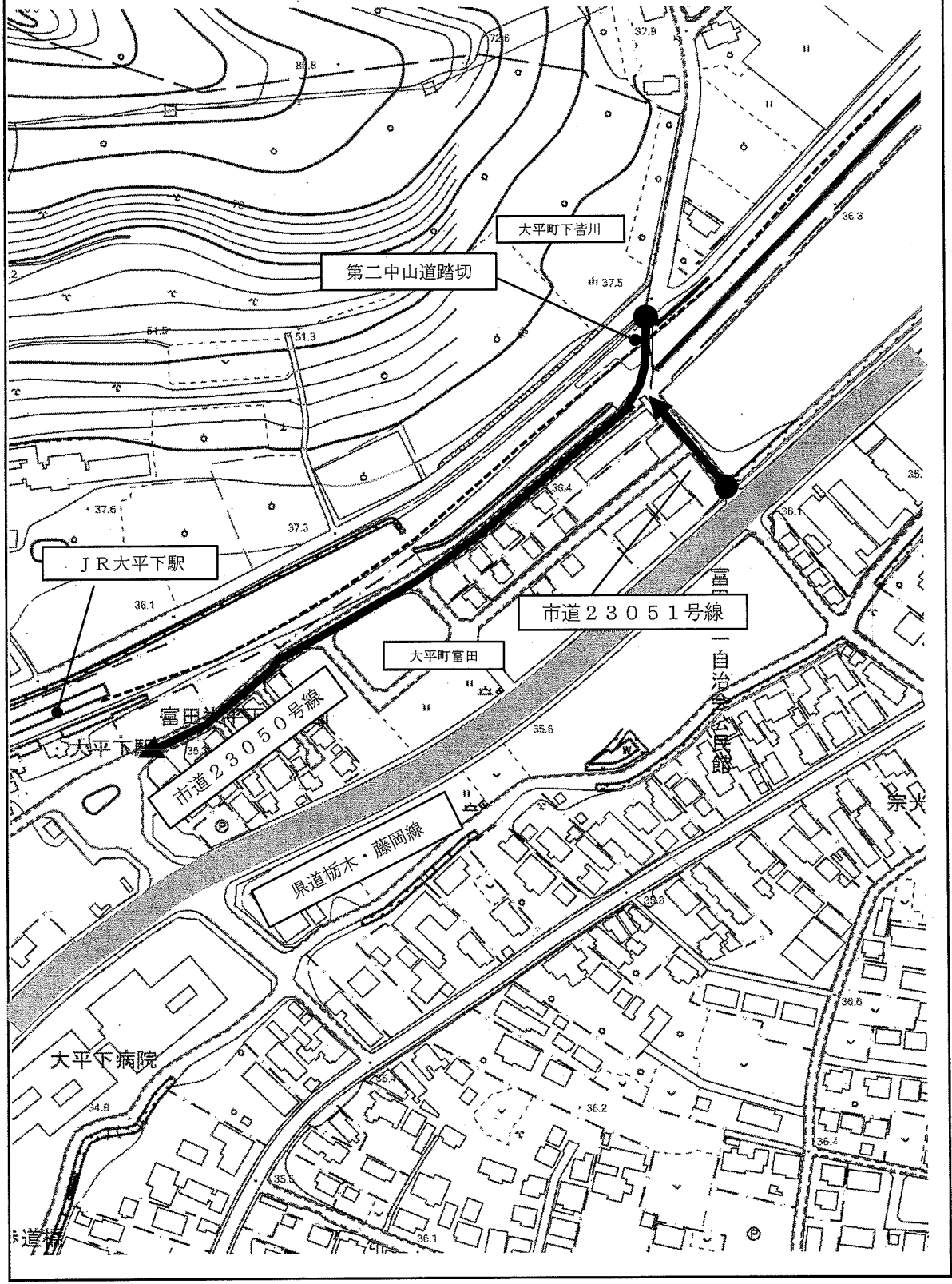
市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

市道21196号線



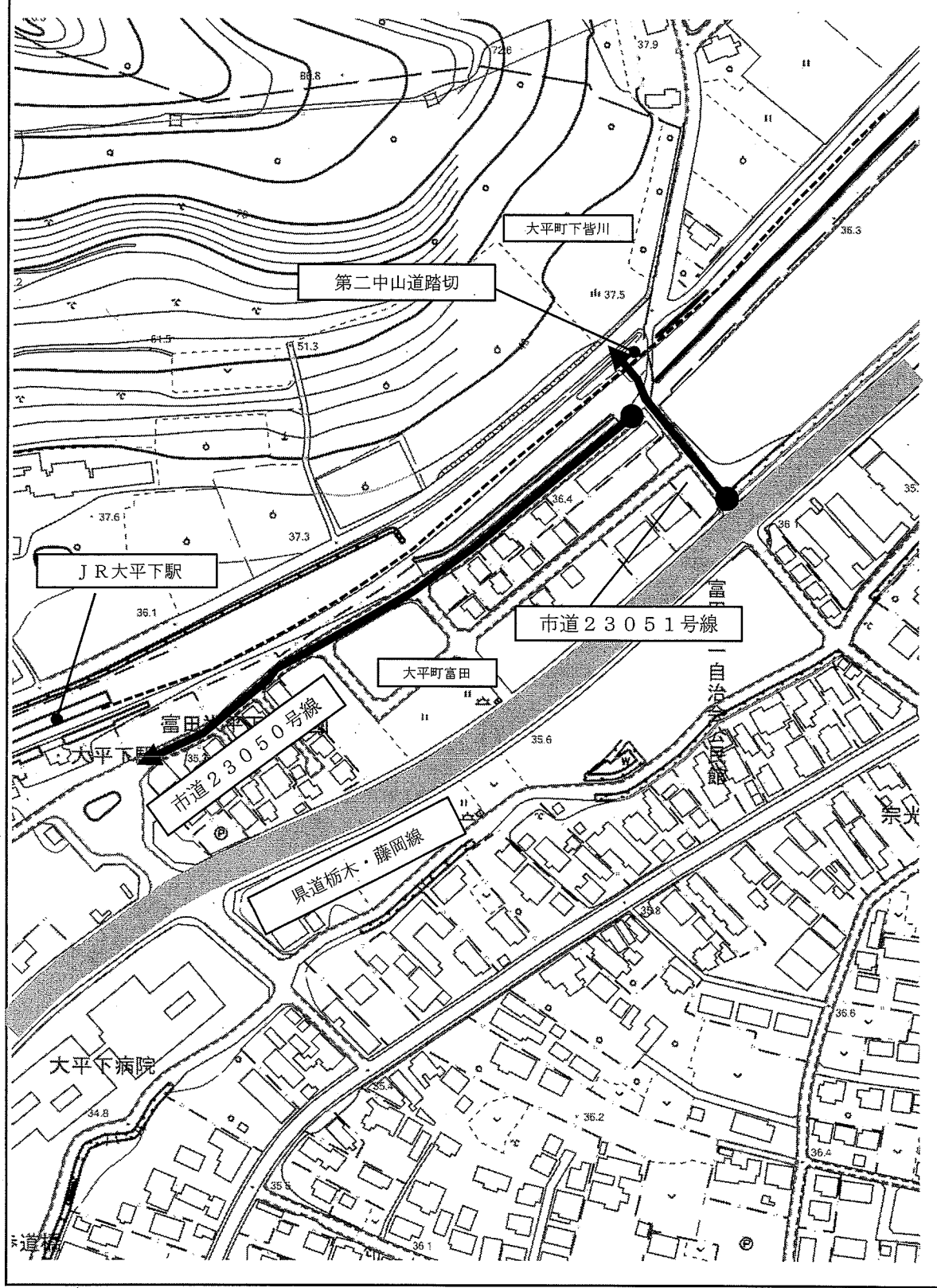
市道路線 変更前 位置図
(S=1:2500)

市道23050号線
市道23051号線



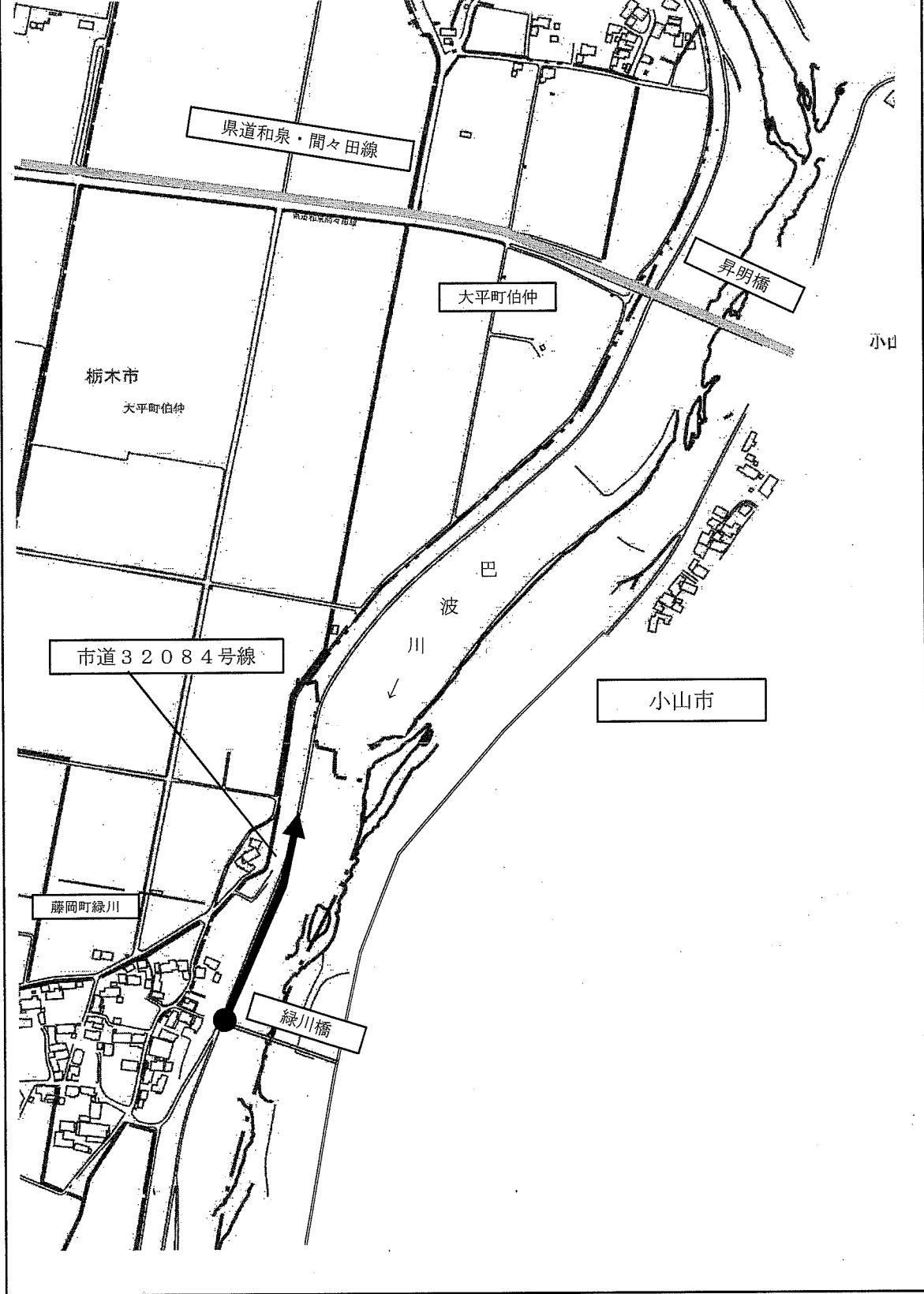
市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

市道23050号線
市道23051号線



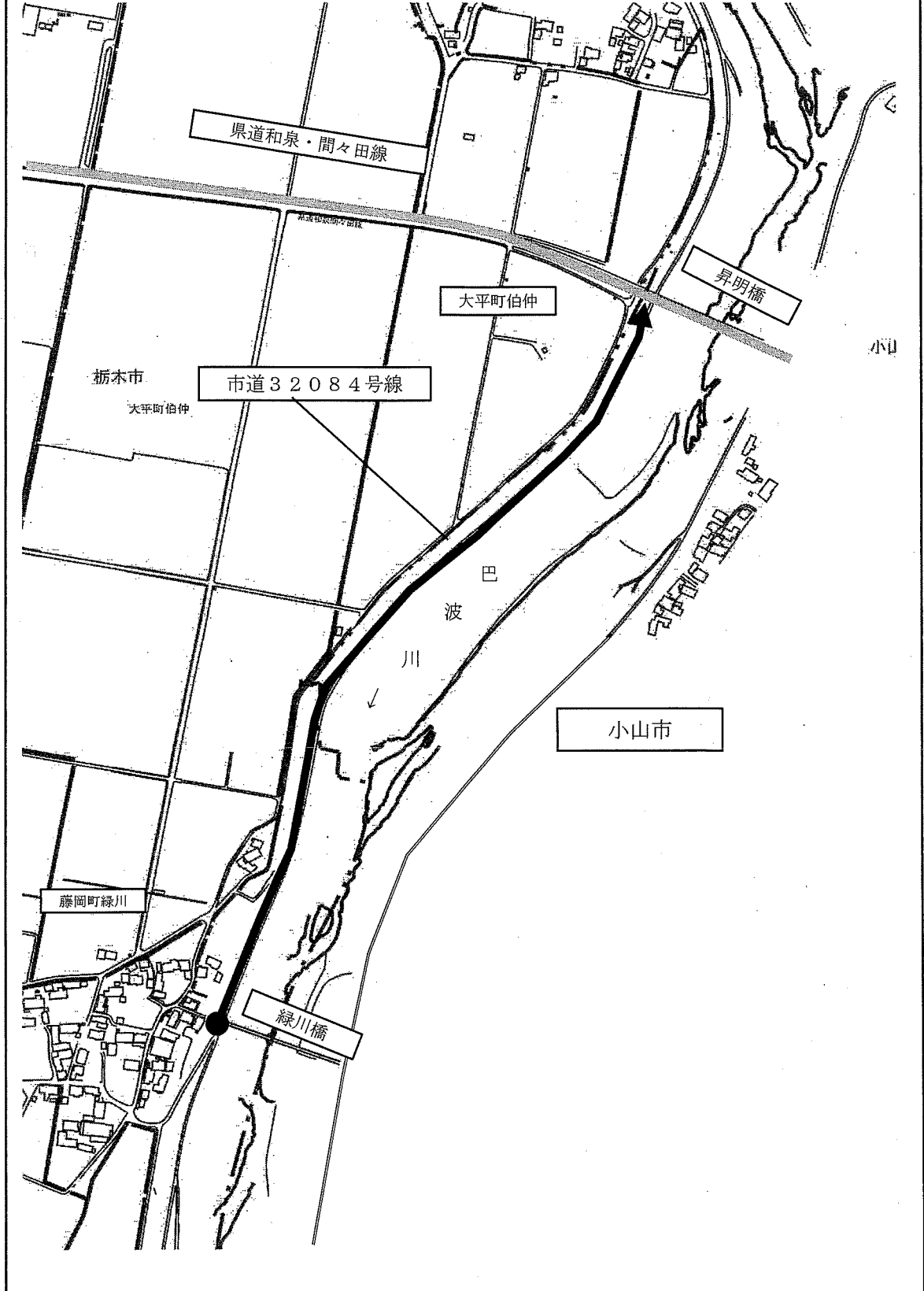
市道路線 変更前 位置図
(S=1:10000)

市道32084号線



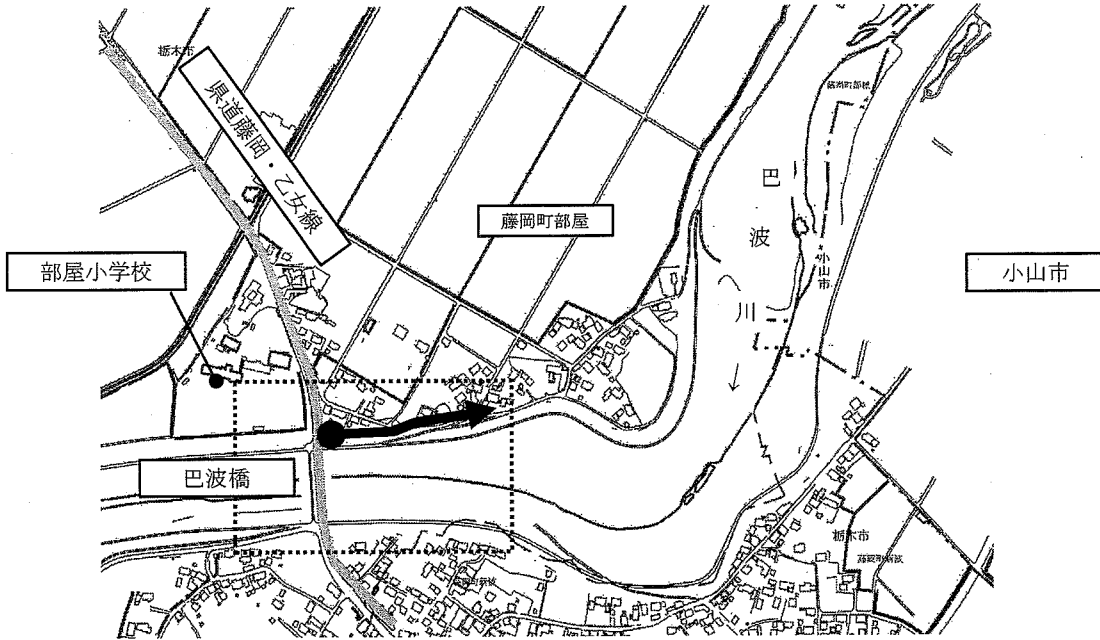
市道路線 変更後 位置図
(S=1:10000)

市道32084号線

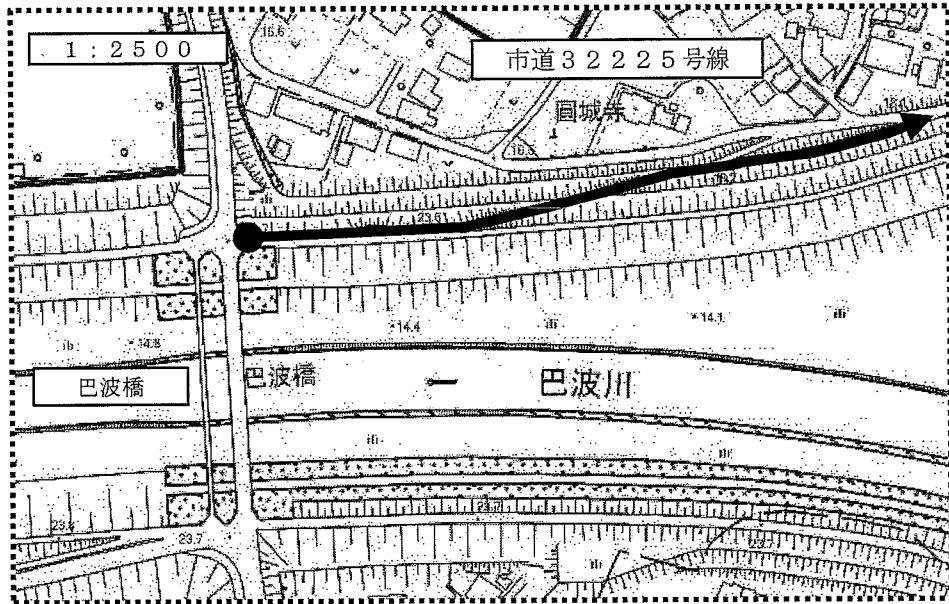


市道路線 変更前 位置図
(S=1:10000)

市道32225号線

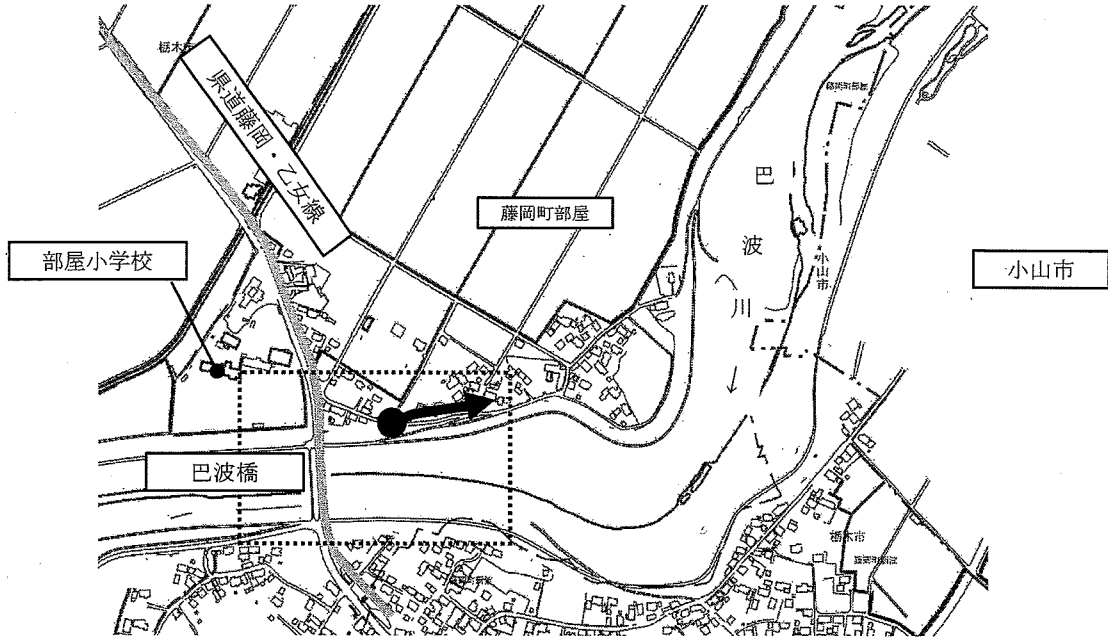


拡大図

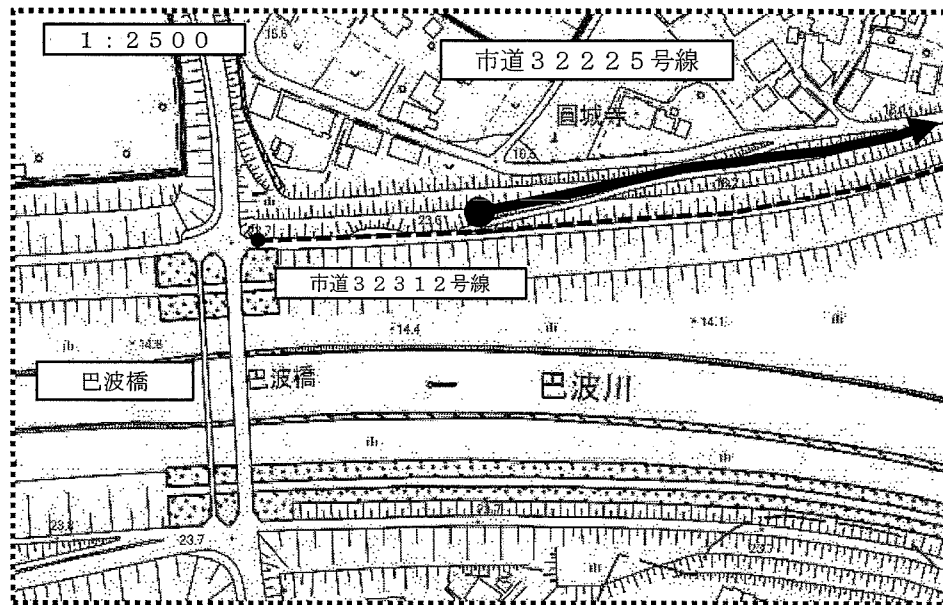


市道路線 変更後 位置図
(S=1:10000)

市道32225号線



拡大図



財産の交換について

提案理由

中心市街地のまちづくりを推進し、さらなる魅力と交流の場を創出するため、子育て支援施設子どもの遊び場整備事業用地として、栃木市大平町川連及び牛久地内の土地を供し、栃木市祝町地内の土地及び建物を交換により取得することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

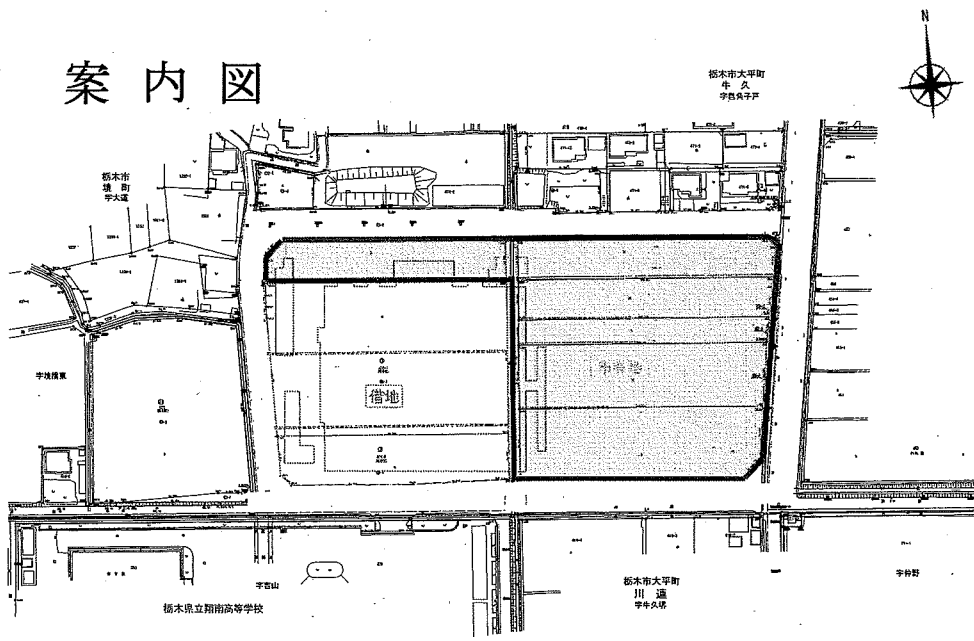
(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 以下略

交換に供する財産(土地)

所在地	地目	地積 (㎡)
栃木市大平町川連字牛久塚420番1	宅地	2,926.14
栃木市大平町川連字牛久塚420番3	宅地	396.74
栃木市大平町川連字牛久塚421番1	宅地	2,701.43
栃木市大平町川連字牛久塚422番1	宅地	1,094.59
栃木市大平町川連字牛久塚423番1	宅地	1,745.50
栃木市大平町牛久字皂角子戸471番 18	宅地	1,709.70
栃木市大平町牛久字皂角子戸472番 4	宅地	1,621.97
栃木市大平町牛久字皂角子戸472番 5	宅地	80.39
計		12,276.46

案内図

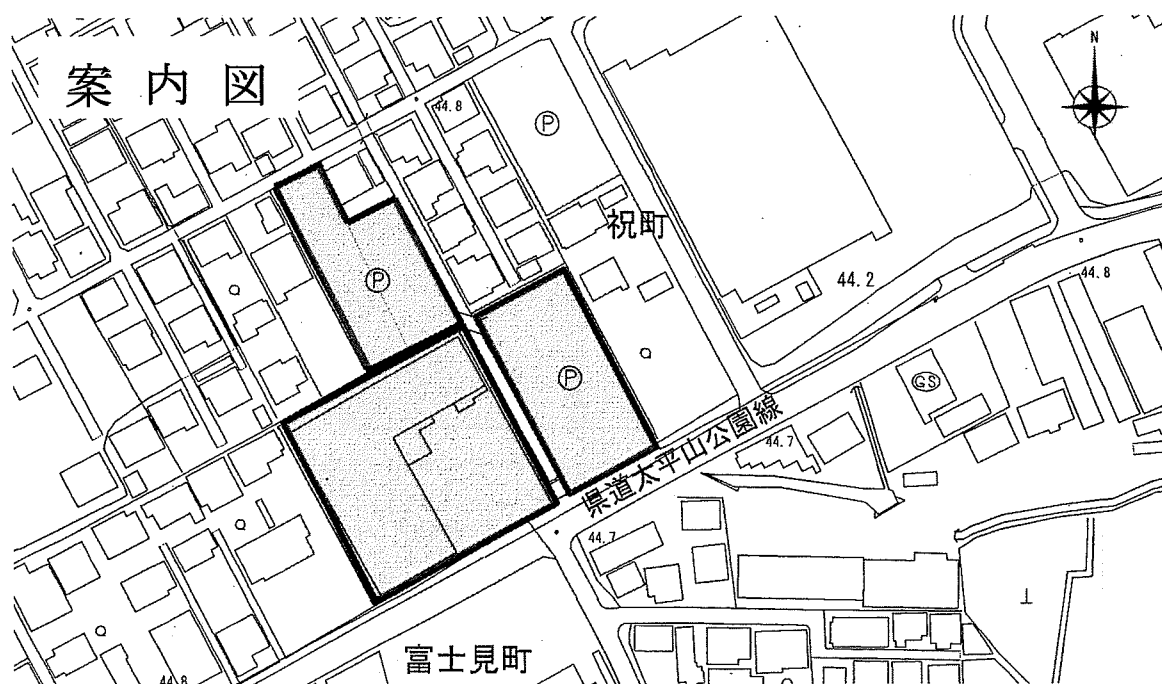


交換により取得する財産（土地）

所在地	地目	地積 (㎡)
栃木市祝町字東下毛田 3 7 1 番 1	宅地	2 2 6 . 1 6
栃木市祝町字東下毛田 3 7 1 番 3	宅地	1 , 0 2 7 . 0 9
栃木市祝町字東下毛田 3 8 1 番	宅地	1 , 4 6 4 . 3 6
栃木市祝町字東下毛田 3 8 2 番	宅地	1 , 4 9 7 . 5 2
栃木市祝町字柳橋 3 8 0 番 1	雑種地	3 8 3
栃木市祝町字柳橋 3 8 0 番 2	雑種地	4 9 5
栃木市祝町字柳橋 3 8 0 番 3	宅地	4 9 5 . 9 6
計		5 , 5 8 9 . 0 9

交換により取得する財産（建物）

所在地	種類	面積 (㎡)
栃木市祝町字東下毛田 3 8 1 番地、 3 8 2 番地	病院	3 , 5 6 7 . 6 0
計		3 , 5 6 7 . 6 0



位置図



(高齢福祉課)

議案第44号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市渡良瀬の里の管理を行わせる指定管理者を株式会社メディカルフィットネスとちの木に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(健康増進課)

議案第45号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木地区急患センターの管理を行わせる指定管理者を栃木市医師会に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第44号と同じ。

指定管理者の指定期間の変更について

提案理由

平成 2 5 年第 5 回栃木市議会定例会において議案第 1 6 2 号として議決を経た指定管理者の指定について、片柳市営住宅の用途廃止に伴い、内容の一部に変更が生じるので議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前指定期間	変更後指定期間
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（片柳市営住宅にあつては平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで）

[参照条文]

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2 1 ~ 5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(参考)

指定管理者に指定する団体 栃木市錦町 1 2 番 7 号

共同事業体 栃木市公営住宅管理センター

代表者 統芳商事株式会社

代表取締役 染谷 芳宏

(職 員 課)

議案第 4 7 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員 7 名のうち、福島鉄典氏が平成 2 9 年 5 月 1 8 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

福 島 鉄 典 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町富田 6 2 9 番地

生年月日 昭和 3 9 年 4 月 2 4 日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第48号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員7名のうち、林慶仁氏が平成29年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第47号と同じ。

林 慶 仁 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町小野寺 2 2 4 7 番地

生年月日 昭和 3 7 年 1 0 月 5 日

[Redacted]

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第49号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員6名のうち、落合晃雄氏が平成29年5月14日をもって任期満了となるので、後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条

1・2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

大 島 秀 介 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町豊岡501番地5

生年月日 昭和31年3月30日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、関口茂一郎氏が平成29年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

関口茂一郎氏の略歴

住 所 栃木市小野口町303番地

生年月日 昭和26年2月1日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)